

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 令和4年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和4年度教育行政執行方針
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 議案第 1号 表彰について
- 日程第 6 議案第 2号 第4期遠軽町地域福祉計画を定めることについて
- 日程第 7 議案第 3号 遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5号 遠軽町議会の職員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 6号 遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 7号 遠軽町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 8号 遠軽町手数料条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 9号 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 10号 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 11号 遠軽町図書館条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 12号 遠軽町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 13号 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 14号 遠軽町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 15号 遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 16号 町道路線の廃止について
- 日程第 21 議案第 17号 令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第 22 議案第 18号 令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 23 議案第 19号 令和3年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 24 議案第 20号 令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 令和 3 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 令和 3 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 令和 4 年度遠軽町一般会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 令和 4 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和 4 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 令和 4 年度遠軽町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和 4 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 令和 4 年度遠軽町水道事業会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 令和 4 年度遠軽町下水道事業会計予算
- 日程第 3 4 一般質問
- 日程第 3 5 請願第 1 号 「議会報告会」の開催を求める請願書
（付託案件）（議会運営委員会審査報告、令和 3 年第 8 回定例会付託）
- 日程第 3 6 議案第 2 3 号 令和 4 年度遠軽町一般会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 7 議案第 2 4 号 令和 4 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 8 議案第 2 5 号 令和 4 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 9 議案第 2 6 号 令和 4 年度遠軽町介護保険特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 0 議案第 2 7 号 令和 4 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 1 議案第 2 8 号 令和 4 年度遠軽町水道事業会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 2 議案第 2 9 号 令和 4 年度遠軽町下水道事業会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 3 発議第 1 号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議について
- 日程第 4 4 議員派遣について

令和4年第2回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和4年3月10日（木）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

議 事 日 程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 令和4年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和4年度教育行政執行方針 |
| 日程第 4 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 5 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 第4期遠軽町地域福祉計画を定めることについて |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | 遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 遠軽町議会の職員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 6号 | 遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 7号 | 遠軽町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 8号 | 遠軽町手数料条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 9号 | 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 10号 | 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 11号 | 遠軽町図書館条例の一部改正について |
| 日程第 16 | 議案第 12号 | 遠軽町公共下水道条例の一部改正について |
| 日程第 17 | 議案第 13号 | 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 18 | 議案第 14号 | 遠軽町個人情報保護条例の一部改正について |

- 日程第 19 議案第 15 号 遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の一部
改正について
- 日程第 20 議案第 16 号 町道路線の廃止について
- 日程第 21 議案第 17 号 令和 3 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 22 議案第 18 号 令和 3 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2
号）
- 日程第 23 議案第 19 号 令和 3 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 議案第 20 号 令和 3 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第
1 号）
- 日程第 25 議案第 21 号 令和 3 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 議案第 22 号 令和 3 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 議案第 23 号 令和 4 年度遠軽町一般会計予算
- 日程第 28 議案第 24 号 令和 4 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 29 議案第 25 号 令和 4 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 30 議案第 26 号 令和 4 年度遠軽町介護保険特別会計予算
- 日程第 31 議案第 27 号 令和 4 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 28 号 令和 4 年度遠軽町水道事業会計予算
- 日程第 33 議案第 29 号 令和 4 年度遠軽町下水道事業会計予算
- 日程第 34 一般質問
-

◎出席議員（16名）

議長	16番	杉本 信一 君	15番	竹中 裕志 君
	1番	白幡 隆一 君	2番	秋元 直樹 君
	3番	黒坂 貴行 君	4番	阿部 君枝 君
	5番	渡部 正騎 君	6番	戸松 恵子 君
	7番	山本 悟 君	8番	佐藤 昇 君
	9番	佐藤 登 君	10番	山谷 敬二 君
	11番	前島 英樹 君	12番	佐藤 和徳 君
	13番	渡辺 清夏 君	14番	今村 則康 君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町 長 佐々木 修一 君 教 育 長 河原 英男 君
代表監査委員 村瀬 光明 君

◎説明員

副町長	舟木 淳次 君	総務部長	佐藤 祐治 君
経済部長	澤口 浩幸 君	経済部技監	内野 清一 君
総務課長	鈴木 浩 君	情報管財課長	吉岡 秀利 君
企画課長	今井 昌幸 君	財政課長	堀嶋 英俊 君
税務課長	二瓶 雄介 君	ジオパーク推進課長	松村 愉文 君
危機対策室参事	山地 茂樹 君	保健福祉課長	古賀 伸次 君
住民生活課長	高橋 静江 君	子育て支援課長	太田 貴幸 君
農政林務課長	広瀬 淳次 君	商工観光課長	長原 裕一 君
建設課長	井上 隆広 君	水道課長	大川 寿雄 君
生田原総合支所長	今泉 郁夫 君	生田原総合支所産業課長	大泉 勝義 君
丸瀬布総合支所長	加藤 政勝 君	丸瀬布総合支所産業課長	倉内 健一 君
白滝総合支所長	鴻上 栄治 君	白滝総合支所産業課長	小野寺 悟 君
会計管理者	伯谷 和昭 君	総務課主幹	堂前 政好 君
教育部長	大貫 雅英 君	総務課長	村上 裕和 君
社会教育課長	水野 徹 君	図書館長	阿部 文明 君
監査委員会事務局長	奥山 隆男 君	選挙管理委員会事務局長	奥山 隆男 君
農業委員会事務局長	広瀬 淳次 君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺 正彦 君	事務局参事	岩井 誠志 君
事務局係長	田中 郁美 君		

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和4年第2回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和3年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第34までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、山本議員、今村議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員長（秋元直樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和4年第2回遠軽町議会定例会の会期につきましては、

3月7日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から3月18日までの9日間と決定いたしました。

なお、3月12日、13日の2日間は、休日のため休会とし、3月14日から17日までの4日間は、予算審査のため休会といたします。

追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、3月16日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月18日までの9日間に行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月18日までの9日間とすることに決定しました。

◎日程第3 令和4年度施政執行方針及び提出案件要旨並び に令和4年度教育行政執行方針

○議長（杉本信一君） 日程第3 令和4年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和4年度教育行政執行方針を行います。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和4年第2回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和3年第8回遠軽町議会定例会以降における行政について、御報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する影響についてであります。道内をはじめ全国的に第6波と言われる感染者数が、新たな変異株で感染力の強いオミクロン株により増加傾向となり、国は、北海道の要請に対し、1月27日から2月20日までとする、まん延防止等重点措置の適用を決定しました。

本町におきましては、道の発表によると、1月30日から2月5日までの1週間に102人の感染者が確認されるなど、短期間に多くの町民の感染が急拡大し、小・中学校や高等学校においては、学級閉鎖や学校閉鎖を余儀なくされる状況となりましたが、町民の皆様の感染対策と保健所をはじめ医療従事者等の皆様の御尽力により、2月22日発表の1週間は8人と、減少傾向になってきております。

道は、道内の1日当たりの新規感染者数が減少傾向にあるものの、病症使用率が増加傾向にあるなど、予断の許さない状況が続いたことから、まん延防止等重点措置の期間の再延長を国に要請し、3月21日までの延長が決定され、感染拡大防止対策の強化に努めて

いるところであります。

感染症に罹患された方に対し、改めてお見舞いを申し上げますとともに、今、このときも献身的に対応されております、道、保健所及び遠軽厚生病院をはじめとする医療従事者並びに関係者の皆様に敬意を表します。

町といたしましては、感染拡大の影響により地域経済をはじめ、町民の皆様の生活にも大きな影響を受けておりますことから、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、引き続き地域経済の回復や感染対策事業をはじめ、自宅療養者等への支援にも取り組んでまいります。

また、ワクチン接種についてであります。3回目のワクチン接種について、高齢者等の皆様から順次接種券の発送を始めております。

町民の皆様におかれましては、感染拡大防止のため、そして何より御自身の発症予防及び重症化予防のためにも接種券が届きましたら、ワクチンの種類にかかわらず早めの接種を強くお願い申し上げますとともに、引き続きマスクの着用、手洗いの励行、三つの密を避けるなど、道が示している感染防止行動などを実践していただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

毎年開催されております町内各地域のイベントやお祭り、スポーツ合宿などにつきましては、今年度におきましても感染症拡大によるまん延防止等重点措置の適用等により、中止や縮小を余儀なくされております。

湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会につきましても、大会実行委員会において2月27日に、3年ぶりに開催する方向で準備を進めておりましたが、感染状況を踏まえ、やむを得ず中止としたところであります。

これまで各地域のイベントやお祭りなどを主催していただきました実行委員会をはじめ、御支援・御協力をいただいております関係者の方々、イベントを楽しみにされていた町民の皆様にとりましては、大変残念な状況が続いておりますが、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、令和4年度予算をはじめ、関連する議案を御審議いただくにあたり、町政執行に対する基本的な姿勢と考え方、並びに施策の主なものについて申し上げます。

私は、昨年、町民の皆様の温かい御支援をいただき、4期目の町政を担わせていただくこととなりました。

4町村の合併から16年が過ぎ、解決しなければならない課題はいまだ山積しておりますが、町民憲章にある「永遠に輝く遠軽町」の建設のため、町民の皆様とともに考え、ともに行動し、柔軟な発想と創意工夫のもと、責任と決断を持ってまちづくりに取り組んでまいりました。この間、町民並びに議員の皆様には、様々な形で御理解と御協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

現在、我が国は、人口の減少と少子高齢化が進行し、力強い持続的な経済成長をなかなか実現できない状況の中で、国におきましては、過去、幾多の政策が実施されております

が、残念ながら地方は、現在もなお厳しい状況が続いております。

また、一昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大は、長期にわたり飲食業や宿泊業をはじめとする地域経済にも多大な影響を及ぼしており、いまだに地域経済の回復が見通せない状況にあります。

さらには、合併市町村の優遇策である地方交付税の合併算定替えが終了し、地方交付税が減少していく中、遠軽町が歴史を刻み続け、未来を切り開いていくためには、しっかりとした財政基盤の構築が何をおいても重要であります。

このような状況の中、遠軽町のまちづくりは、これまでの常識にとらわれない新しい発想で、世の中の変化や町民の皆様のニーズに的確に対応していくと同時に、合併前の厳しい財政状況に戻らないためにも、より一層の事務の効率化や施設の統廃合などの行財政改革に早急に取り組んでいかなければなりません。

このことから、令和4年度におきましても常に危機感を持ち、財政秩序を保ちながら、山積する課題への解決はもとより、地場産業の振興、医療、福祉、教育などの充実や移住・定住を促進し、人口減少を最小限に抑制するとともに、大型案件の事業にも引き続き取り組んでまいります。

また、災害時の対策本部となる役場庁舎は、耐震基準を満たしておらず、老朽化も進んでおりますことから、遠軽町新庁舎建設基本構想をもとに、今後は、新庁舎建設基本計画を策定するなど、町民の皆様の御意見をお聞きしながら建設の是非を含め、様々な検討を進めてまいります。

そして何より、第2次遠軽町総合計画の将来像である「森林（もり）と清流（みず）つくる・つながる にぎわいのまち」を目指してまいりますので、町民並びに議員の皆様には、引き続き御支援と御協力をお願い申し上げます。

令和4年度予算は、新型コロナウイルス感染症にしっかりと対応しながら、大型事業として供用開始が延期となっております「遠軽町芸術文化交流プラザ」が、本年8月26日にオープンを予定していることから、開館記念事業などの実施や遠軽地区都市再生整備計画事業について、必要な予算を計上しております。

また、第1次産業をはじめとした担い手や雇用を確保し、地域資源を生かした産業の充実、遠紋地域の中心地としての役割を果たすため、医療の確保と教育の充実など、将来にわたり住み続けたいと思うまちづくりを基本として、予算編成を行ったところであります。

次に、令和4年度に実施します主な施策について、総合計画の六つの基本方針に基づいて申し上げます。

一つ目の「人と自然に思いやりのあるまちづくり」については、便利な社会生活は、環境に負荷を与えることを忘れず、自然を大切にしたいまちづくりに取り組んでまいります。

森林については、水源の涵養、国土の保全、地球温暖化防止、さらに木材の生産などの多面的機能を有しており、大切な自然環境を守るため、計画的かつ長期的な森林整備を

行ってまいります。

河川については、景観や生態系の保全、都市における潤いと安らぎを与える親水空間として有効に活用されていますが、一方では、氾濫などの災害要因ともなることから、町河川の氾濫を防止し、災害に対する安全性の向上を図るため、トーウンナイ川河川維持工事を実施してまいります。

なお、道河川の整備については、生田原川において、国道242号竜上橋の上下流の河道整備が予定されています。

国の直轄河川の整備については、湧別川において、遠軽自動車学校側上流部の堤防補強工事が予定されています。

町道については、生活道路の安全性や居住環境の整備に配慮するとともに、緊急度を考慮し、南町4丁目1号通、宮前1条通、東1線裏通、安国源線の改良舗装工事、北支湧別川沿線の舗装新設工事を実施してまいります。

昨年9月から通行止めとなっております豊里若松間道路清川大橋については、早期開通を目指して長寿命化工事を実施してまいります。

また、交流人口の増加など、地域経済の活性化に大きく期待される旭川・紋別自動車道及び遠軽・北見道路の整備については、引き続き関係機関に要請を行ってまいります。

道道の整備については、上武利丸瀬布線において、サケマスふ化場付近の道路整備が予定されています。

公共交通については、少子高齢化が進む中、町民の暮らしに必要な移動手段を確保する交通ネットワークの構築が重要となっていることから、持続可能な地域公共交通の在り方について、引き続き専門家のアドバイスを交え、調査・検討してまいります。

生田原地域においては、デマンド型乗合タクシーを引き続き運行し、利便性の向上に努めるとともに、民間バスについても事業者に対する運行補助を行い、生活に欠かせない公共交通の確保に努めてまいります。

また、JR瀬戸瀬駅については、利用の少ない駅として廃止対象となっておりましたが、今後も通学利用の見込みがあるため、引き続き町で維持管理していくとともに、道、管内期成会石北線部会をはじめ、関係団体とも連携を図りながら、石北本線の維持・存続のため、粘り強くJR問題に対応してまいります。

二つ目の「安全・安心で住みごちのよい暮らしの場づくり」については、住まいや暮らしを取り巻く生活環境の充実により、心地よい暮らしの場としての役割をさらに向上させてまいります。

また、快適性や利便性を向上させる一方で、各種災害、犯罪などの様々な危険に対する備えを確立し、安全・安心な暮らしの場づくりを進めてまいります。

住宅環境の向上については、住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、生田原地域で北区団地公営住宅建設工事、丸瀬布地域でやまなみ団地公営住宅建設工事を進めるほか、遠軽地域では末広団地公営住宅長寿命化改修工事の継続など、これからも地域に

合った適切な管理を行ってまいります。

上下水道の充実については、導水管・配水管の整備を行い、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

また、生活環境の改善や雨水、浸水対策を図るため、下水道管渠整備及び遠軽下水処理センター耐震化事業を進めてまいります。

防災体制の充実については、今まで想定していない局所的な自然災害が、近年、全国各地で起きているとともに、新型コロナウイルスの感染防止など、新たな対応も求められています。このため、関係機関と連携した遠軽町災害対策本部図上訓練を実施するとともに、防災対策に関する機能強化及び自助・共助など町民意識の高揚を図り、災害対応に必要な物品等を計画的に購入しながら、町民の安全確保に努めてまいります。

また、台風や豪雨時の際にも、安定した浄水処理を継続するため、清川浄水場池先に整備している防災用資機材等備蓄施設が今月完成し、運用を開始いたします。近年の大雨災害においては、本町では全町断水などの大事には至っていなかったものの、安定した水の供給に不安を残しておりましたが、この施設の完成により、水源としている湧別川が濁った際には、浄水場への流入を止め、備蓄している水を利用することで、町民の皆様により一層安定して水道水を供給できるようになったところであります。

なお、土砂災害特別警戒区域である西町2丁目、山の手団地裏の急傾斜地については、北海道による崩落防災対策工の整備が予定されています。

ごみ処理の充実については、持続可能な循環型社会を実現するため、ごみの減量化、再利用・再資源化を進め、旭野一般廃棄物最終処分場の延命化を図るとともに、遠軽地区広域組合が主体となり、新たなリサイクル施設及び一般廃棄物最終処分場の整備を進めてまいります。

三つ目の「活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくり」については、コロナ禍による農産物の需要が落ち込み、また、慢性的な人手不足により、町内の産業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にあります。産業に関わる多様な主体と連携・協力しながら、活気と創造性にあふれた未来につながる産業づくりを進めてまいります。

本町の基幹産業である農業については、農業者個々の経営安定を図りつつ、高齢化の進む中、担い手確保に取り組むとともに、農業・農村環境の維持を図ってまいります。

農業担い手対策については、平成29年度に新たに農業担い手対策協議会を成立し、今までの対策を見直し、本町独自の新たな種をまくという取組を実施してきたところ、昨年、新規に法人を立上げ就農を果たしたことに始まり、現在、就農研修者が複数名乗りを上げてきており、確実に実がなってきたという実感が得られてきていることから、今年度においても国・道の制度や、新たに創設した奨励金を活用しながら新規就農を推進していくほか、後継者の確保にも積極的に取り組むこととします。

また、農業融資利子補給事業や農業資金貸付事業により、中核農業者の経営の安定化に資するための助成を行い、農業者の経営改善に努めてまいります。

畜産関係では、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業を推進していくほか、新たに哺育育成センター施設整備に対する助成を行い、ゆとりある農業経営を確立してまいります。

農業農村整備対策については、農村地区における永続的な農業経営につなげていくため、若咲内地区の営農飲雑用水整備事業を継続するほか、新たに白滝北支湧別地区の整備に取り組むとともに、農地中間管理事業や多面的機能交付金を活用し、農家の経営安定を図ってまいります。

鳥獣被害防止対策については、遠軽町鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会の協力のもと、エゾシカ、ヒグマなどの駆除・捕獲はもとより、電気柵の積極的な活用により、農林産物の被害防止に努めてまいります。

林業の振興については、森林環境譲与税を活用した森林整備の推進をはじめ、人材育成・担い手確保対策、木材利用の促進、普及啓発活動などの取組を効果的に進めるとともに、民有林振興対策事業などに対し助成を行い、関係団体と連携しながら、民有林及び町有林の適正な管理と整備を進めてまいります。

また、1964東京オリンピックゆかりの展示林については、新年度も町内において展示林の苗を活用した植樹活動を実施し、緑の循環を通じて林業の振興に努めてまいります。

商工業の振興については、コロナ禍による厳しい経済状況が続く中、地域経済の持続並びに活性化を図るため、中小企業者に対する融資制度のほか、店舗や工場の整備に対する支援制度等により、遠軽町全域の商工業の発展を目指してまいります。

観光と物産の振興については、各地域で開催される観光イベントへの支援や、道の駅遠軽森のオホーツクにおけるアクティビティ関連整備を進めるとともに、地場産業を生かした特産品開発支援を行うなど、地域の魅力と資源を生かした観光地づくりと地域ブランド化を進めてまいります。

四つ目の「住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり」については、町民誰もが最も住み慣れた場所で、生涯を生き生きと健やかに暮らしたいと願っております。そのためには、誰もが健康で生きがいを持ち、地域ぐるみで互いに支え合う、優しいまちづくりが必要であることから、地域ぐるみでのつながりや支援体制づくりなどを進めてまいります。

保健対策の充実については、健康診断や各種検診への参加を積極的に呼びかけ、病気の予防と早期治療を促すとともに、関係機関との連携を強化し、健康増進、保健予防の普及に向けた環境づくりに取り組んでまいります。

地域医療の確保については、住み慣れた場所で安心して医療を受けられるよう、関係機関と連携を図り、医師をはじめ医療機関や診療体制の確保に努めてまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種については、感染拡大防止を図るため、遠軽医師会及び医療機関と連携を図り、3回目の追加接種を進めるとともに、5歳から11歳までの小

児接種体制の確保に取り組んでまいります。

子育て環境の充実については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、遠軽町子ども・子育て会議における様々な議論を踏まえ、次世代育成の取組を推進してまいります。また、ファミリー・サポート・センター事業を開始し、地域における子育ての相互援助活動を推進してまいります。

高齢者福祉の充実については、高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持ちながら、健康に暮らせる環境づくりを進めてまいります。

障がい者（児）福祉の充実については、関係団体と連携し、障害福祉サービスに取り組んでまいります。

五つ目の「文化を守り、未来につなげるふるさとづくり」については、将来を担う人材を育てることは、長期的・継続的に取り組まなければならない重要な課題となっております。地域の特性を生かした個性あふれる学習など、地域ぐるみでふるさとを支える人づくりを進め、町民一人一人が心身ともに豊かな生活を送り、生き生きと暮らすことができるよう子どもから高齢者まで、生涯を通じて自らの意思や意欲に応じた様々な学習ができる環境を整えてまいります。

さらに、地域内外との交流や各種文化財など地域の遺産の保全・活用を通じて、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、移住・定住の環境を整備し、未来につなげるふるさとづくりを進めてまいります。

子ども教育の充実については、これまで実施してきました遠軽高等学校に対する学習面・部活動面での支援や環境の整備、遠軽高等学校通学者等助成事業により、令和4年度入学者選抜における遠軽高等学校の通学区域外からの出願者数が、全道の道立高校で最高の54人となるなど、成果が確実に出てきているところであります。このため、地域を担う人材とその人材を育てる教育環境の確保に努めるとともに、地域性を生かした特色ある教育を推進し、子どもの「生きる力」と「郷土を愛する心」を育み、安全・安心に学習できる環境づくりに努めてまいります。

家庭教育の充実については、学校、地域社会との連携強化や情報の発信など、家庭教育の支援や父母・親子の交流などを通じた情報交換の場づくり、学習の場づくりを提供してまいります。

社会教育の充実については、各世代が学べる学習機会の充実と情報発信、指導者や各団体の拡充・支援に努めてまいります。

芸術・文化活動の振興については、町民の芸術・文化の振興及び交流活動の拠点となる遠軽町芸術文化交流プラザが、本年8月26日にオープンを予定していることから、芸術・文化活動を継承・拡大していくための事業展開を進めるとともに、各団体が連携して活動の活性化を図るための支援に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の充実については、いつでも気軽にスポーツ活動に取り組める環境づくりを進め、体育関係団体と連携し、各種スポーツ教室や大会の開催など

の拡大を図ります。

また、えんがる球場やえんがる球技場などの体育施設及びロックバレースキー場の利用促進とスポーツ大会・合宿の受入れを推進し、交流人口の拡大に努めてまいります。

六つ目の「町民と町が気軽に対話できるまちづくり」については、協働のまちづくりを進めるには、町民と町が対話による相互理解が重要となっております。このため、コミュニティ活動や自発的なまちづくり活動を促すとともに、様々な媒体や機会を通して情報の共有や対話の機会をさらに充実させ、まちづくりに反映してまいります。

また、町が自主性・自立性を発揮し、安全・安心の地域社会づくりや地方創生の取組を進めていくためには、効率のよい財政運営と財政基盤の確立が不可欠であり、安定した財源の確保、とりわけ地方交付税の確保が重要であることから、今後とも安定した地方財源の確保を強く訴えていかなければならないと考えております。

行政改革については、令和3年度から5年間の第4次遠軽町行政改革大綱に基づき、PDCAサイクルにより各種事業を管理し、目標達成に向け取り組み、行政サービスの維持向上を目指すとともに、事業の効率化や公共施設等総合管理計画の改定等による、公共施設の統廃合等を重点的に取り組んでまいります。

また、国の防衛、災害派遣など重要な任務を持つ陸上自衛隊遠軽駐屯地については、本町においても医療、福祉、教育などのまちづくりに欠かすことのできない重要な役割を担っており、協働のまちづくりを推進するため、なくてはならない存在であります。

昨今の国際情勢と日本を取り巻く安全保障環境等により、令和4年中には、国家安全保障戦略、防衛計画大綱及び中期防衛力整備計画の見直しが行われるため、北海道における陸上自衛隊の態勢及び陸上自衛隊遠軽駐屯地の態勢もどのように変わるか予測がつかない状況であることから、これまで以上に関係団体との連携を図り、あらゆる機会を通じて遠軽駐屯地の存置及び部隊増強に向け、積極的に取り組んでまいります。

コミュニティ活動については、地域の活性化に重要な役割を担っていただいている自治会等のコミュニティ活動に対して、積極的なサポートに努めてまいります。

以上、令和4年度の町政執行に対する所信と主な施策について申し上げます。

次に、令和4年度予算案について御説明申し上げます。

一般会計については、義務的経費は人件費、公債費等の増により前年比3.5%増、投資的経費は、大型事業の終了などにより前年比42.5%減、その他の経費は、物件費等の増により前年比1.7%の増となり、総額で前年比13.3%減の169億万円としたところ です。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計21億1,482万2,000円、後期高齢者医療特別会計3億6,222万6,000円、介護保険特別会計21億7,676万3,000円、個別排水処理事業特別会計8,140万9,000円の4会計で47億3,522万円とし、企業会計については、水道事業会計10億4,614万2,000円、下水道事業会計18億2,006万6,000円としたところ です。

これによりまして、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた令和4年度予算は、前年比9%減の245億142万8,000円としたところです。

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

歳入については、令和4年度地方財政計画に基づき、本町の実情を踏まえ、収入見込額を計上したところです。

町税については、個人町民税では、引き続きコロナ禍であり、伸びは期待できないため、0.1%減の前年度並みとしたところです。

また、固定資産税及び都市計画税は、令和3年度実施されました新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、事業用家屋、償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する措置による軽減措置が、令和3年度限りの措置でありましたことから、固定資産税で前年比6%の増、都市計画税で前年比7%の増としております。

これによりまして、町税総額は、前年比2.5%増の20億8,050万3,000円を計上したところです。

地方交付税については、地方財政計画を参考に本町の独自要因を勘案し、計上したところです。

国庫支出金及び道支出金については、各補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところです。

町債については、地方債計画により、今年度計画しております投資的事業等の財源として、また、交付税の財源不足分等に対処する臨時財政対策債を見込み計上したところです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、2020東京オリンピックホストタウンを契機としたアイルランドとの交流事業並びに姉妹都市であるブラジル・バストス市との盟約50周年記念事業に係る経費、特定地域づくり事業協同組合補助金、遠軽地区都市再生整備計画に係る子ども広場整備工事、遠軽町芸術文化交流プラザ開館記念事業に係る経費並びに外構等整備工事、ふるさと納税促進事業及び新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費等を計上したところです。

戸籍住民基本台帳費では、社会保障・税番号制度システム整備業務委託等に要する経費を計上したところです。

交通対策では、交通安全推進事業、地域生活安全灯(LED灯)改修工事、町内生活交道路線の運行に係る民間バス事業者の支援、町営バス運行事業、紋別空港利用促進事業、地域公共交通確保対策事業に要する経費等を計上したところです。

自治振興では、住民活動支援事業、地域集会施設管理事業、安全安心まちづくり事業に要する経費等を計上したところです。

民生費については、民生委員児童委員協議会や遺族会への補助、特別養護老人ホーム及

びデイサービスセンターの移転改修補助、保健福祉総合センターや高齢者共同生活支援施設等の福祉施設の運営をはじめ、社会福祉協議会の運営や老人クラブ等福祉団体の活動の支援、高齢者、障がい者（児）の支援に要する経費、児童、乳幼児等への福祉施策、子ども・子育て支援事業に要する経費等を計上したところです。

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、妊産婦健診事業、母子保健推進事業、予防接種事業、健康診査事業、地域医療対策として、湧別町及び佐呂間町との遠軽地区3町による遠軽厚生病院の不採算診療科に対する財政支援、遠軽厚生病院まるせっぷクリニック改修補助、医科診療所及び歯科診療所運営に要する経費を計上したところです。

労働費については、季節労働者の生活安定を図るための経費等を計上したところです。

農林水産業費の農業振興では、農産物栽培奨励事業、農業担い手対策事業、農業・畜産関連融資利子補給事業、農業資金貸付事業、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業、畜産関係団体助成事業、公共牧場管理事業、多面的機能支払事業、畑地帯総合整備事業、営農飲雑用水整備事業に要する経費等を計上したところです。

林業振興では、鳥獣被害防止対策事業、町有林整備事業、民有林振興対策事業、森林・林業活用事業、森林経営管理事業に要する経費等を計上したところです。

商工費については、商工関係団体の運営を支援する経費、中小企業の振興を支援するための商工業融資利子補給事業、商店街助成事業、企業振興促進助成事業、特産品等開発支援事業に要する経費等を計上したところです。

消費対策では、消費者被害防止を図るための経費等を計上したところです。

観光振興では、観光協会の運営を支援する経費、地域の観光イベントに対する補助経費等を計上したところです。

観光施設整備では、生田原コミュニティセンターの木質バイオマスボイラー等建設工事、いこいの森キャンプ場環境整備工事に要する経費等を計上したところです。

また、道の駅遠軽森のオホーツク関係では、ロックバレースキー場貯水槽改修工事に関する経費のほか、指定管理に要する経費等を計上したところです。

土木費の橋梁関係では、橋梁点検業務委託、豊里若松間道路清川大橋長寿命化工事、道路関係では、南町4丁目1号通道路改良舗装工事、宮前1条通道路改良舗装工事、東1線裏通道路改良舗装工事、安国源線道路改良舗装工事、北支湧別川沿線舗装新設工事に経費等を計上したところです。

公営住宅関係では、やまなみ団地公営住宅建設工事、北区団地公営住宅建設工事、末広団地公営住宅長寿命化改修工事に要する経費等を計上したところです。

消防費については、遠軽地区広域組合消防負担金として、災害出動に要する経費等を計上したところです。

防災対策事業では、災害備蓄品、丸瀬布地域に設置している大型水中ポンプ修繕に要する経費等を計上したところです。

教育費については、学校環境の整備、学校教育における諸活動、学校教育のための教材教具の充実及び学校行事負担金、遠軽高等学校教育振興補助金に学級数維持・生徒確保を支援するための経費も含め、計上したところです。

学校施設整備では、東小学校長寿命化改修工事を実施し、安全・安心な学校づくりを進めてまいります。

また、教職員住宅の環境整備では、西町にある教職員住宅の屋根塗装工事に要する経費を計上したところです。

社会教育関係では、生涯学習機会の充実、社会教育関係団体や人材の育成、芸術文化交流プラザ指定管理料、埋蔵文化財センターの運営に要する経費を計上したところです。

図書館関係では、各図書館（室）間の連携を図り、蔵書の充実と読書の普及促進に努めるとともに、遠軽町図書館を中心に親しまれる図書館（室）として、管理運営するための経費等を計上したところです。

社会体育関係では、社会体育施設指定管理料、健康増進や体力づくりに要する経費、各スポーツ団体の支援及びスポーツ合宿誘致活動に要する経費など、施設の維持管理に要する経費を計上したところです。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計については、平成30年度から都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となっておりますが、引き続き、町民の健康維持促進のため、特定健診や保健指導等を積極的に行い、生活習慣病予防等に努め、医療費の適正化に取り組んでまいります。

歳入については、国民健康保険税、道支出金、一般会計からの繰入金等を計上し、保険財政の安定、被保険者間の不公平感が生じないよう国民健康保険税の収納向上に努め、北海道全体で事業を支えていかなければなりません。

また、歳出については、療養給付費、高額療養費、保険事業納付金及び特定健康診査等に係る経費等を計上したところです。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、本町の対象者4,004人が加入しているものであり、歳入については、同広域連合が示す保険料、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、同広域連合納付金及び事務経費を計上したところです。

介護保険特別会計については、第8期介護保険事業計画の2年目となりますので、計画に沿って事業を執行してまいります。

歳入では、保険料収入について、第1号被保険者を7,237人と見込み、また、国・道支出金、支払基金交付金等を計上し、歳出については、遠軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費等を計上したところです。

個別排水処理事業特別会計については、遠軽町全域において、公共下水道処理区域外の

個別排水処理施設の整備を推進してまいります。

歳入については、使用料及び手数料、町債等を計上し、歳出については、維持管理費、個別排水処理施設整備工事等に要する経費を計上したところです。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、給水戸数を9,036戸と予定し、収益的収入では、水道料金等6億1,620万2,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として、6億3,701万6,000円を計上したところです。

また、資本的収入では、企業債、工事負担金等1億4,956万2,000円、資本的支出では、岩見通水道管布設替工事、信盛団地中通線水道管布設替工事、道道丸瀬布上渚滑線導水管移設工事などの水道管工事、清川浄水場機械設備更新工事及び企業債償還金等として4億912万6,000円を計上したところです。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、排水戸数を6,883戸と予定し、収益的収入では、下水道使用料等9億9,547万2,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として、9億6,593万7,000円を計上したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等4億6,046万1,000円、資本的支出では、豊里42号道路公共下水道工事、南町ポンプ場自家発電設備更新工事などの管渠工事、遠軽下水処理センター管理棟耐震工事及び電気設備更新工事並びに企業債償還金等として、8億5,412万9,000円を計上したところです。

次に、本議会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります國分悦子氏が、令和4年6月30日をもって任期満了となるため、後任の委員を推薦したく、議会の意見を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号第4期遠軽町地域福祉計画を定めることについては、第4期遠軽町地域福祉計画を定めたいので、遠軽町議会基本条例第11号第9号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、国家公務員における妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に鑑み、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するほか、所要の規定を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、令和3年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の閣議決定に鑑み、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及

び教育長の給与に関する条例の一部改正については、一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に鑑み、議会議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に鑑み、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するための作業に従事した職員に支給する防疫救済作業手当の特例を規定するため、本条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町手数料条例の一部改正については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第9号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の未就学児に課する被保険者均等割額を減額するため、本条例を定めるものです。

議案第10号遠軽町営住宅管理条例の一部改正については、北区団地駐車場の使用料を定めるため、本条例を定めるものです。

議案第11号遠軽町図書館条例の一部改正については、白滝図書室の移転に伴い、所要の規定を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第12号遠軽町公共下水道条例の一部改正については、下水道法の一部改正に伴い、排水設備等の計画の確認の規定を改正するほか、所要の規定を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第13号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、書面に替えて電磁的方法による対応を認めるため、本条例を定めるものです。

議案第14号遠軽町個人情報保護条例の一部改正については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、引用規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第15号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の一部改正については、民法の一部改正に伴う成年年齢の引下げに伴い、連帯保証人の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第16号町道路線の廃止については、一般交通の用に供する必要がなくなったことに伴い、町道路線を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第17号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、繰越金、町債などについて、事務事業の確定等により精査し、補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意思に沿いまして、それぞれ目的の基金に積立てをするものです。

歳出については、職員共済組合負担金、広報瓦版発行に係る印刷製本費、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る丸瀬布農村集落多目的共同利用施設屋根防水工事及び公共施設等維持管理体制持続化助成金、住民基本台帳システム改修業務委託料、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費、安国地区道営土地改良事業負担金、若咲内地区営農飲雑用水整備工事及び小・中学校に係る感染症対策等支援事業交付金等を計上するとともに、アイルランド交流事業報償費、移住促進イベント企画運營業務委託料、町営バス運行委託料、豊里地区農業用排水整備実施設計業務委託料、町融資利子及び保証料補助金、岩見通道路改良舗装工事、遠軽地区広域組合消防負担金及びスクールバス等運營業務委託料等の減額については、執行精査等により補正するものです。また、令和3年度から令和4年度までとする債務負担行為として、新庁舎建設の是非を判断するための新庁舎建設基本計画策定業務委託料を設定し、補正するものです。

議案第18号令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、国庫支出金及び道支出金の追加により、財源を振替るものです。

議案第19号令和3年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、介護サービス等給付費、高額介護サービス等費、配食サービス事業委託料及び介護給付準備基金積立金を精査し、補正するものです。

議案第20号令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第21号令和3年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第22号令和3年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）については、事務事業の執行精査により、補正するものです。

以上が、本議会に提出いたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます、令和4年度施政執行方針及び提出案件要旨の説明といたします。

○議長（杉本信一君） 11時10分まで、暫時休憩といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

河原教育長。

○教育長（河原英男君） 一登壇一

令和4年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

一昨年1月に国内で発生した新型コロナウイルス感染症は、これまで感染拡大防止のため、様々な対策やワクチン接種が進められてまいりました。そのような中、人数制限や消毒及び検温、マスク着用等で感染予防対策を講じつつ、学校での教育活動や社会教育事業を実施してまいりましたが、感染状況によっては、中止や延期、社会教育施設の閉館などを余儀なくされることもありました。今後の状況についても不透明ではありますが、子どもたちをはじめ全町民の多様な「学びの保障」について、万全を尽くしてまいります。

初めに学校教育についてであります。「育み・創り・愛し・励む心で、永遠に輝く遠軽町」の基、学び合う児童・生徒が、自他の可能性を認め合い、夢と志を持ち、よりよい人生、よりよい社会をつくることのできる「生きる力」を育成することは学校教育の重要な役割であります。

本町においては、小学校と中学校が緊密に連携し、連続性や円滑化などを図り、さらに連携を幼保、高校へと広げ、それとともに、学校・家庭・地域社会での教育に携わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、展開してきているところであります。

教育委員会としては、その連携を基に、知育・徳育・体育のバランスのとれた子どもの育成と、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。とりわけ、昨年度、新学習指導要領が中学校で全面実施され、義務教育において、その理念に基づき、一人一人が自分らしさを発揮し、他者と協働しながら課題解決を図れるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的にした中で、「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めてまいります。

まず、「知育」につきましては、育成すべき資質・能力として、児童・生徒の発達段階や特性を踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、生きて働く「知識・技能」の習得に努めてまいります。

第2には、習得した「知識・技能」を活用して、生き方の基盤となる言語活動の充実と情報活用能力や問題発見・解決能力等の育成により、「思考力・判断力・表現力等」を育ててまいります。

第3には、小・中学校の連続性や家庭・地域社会の役割を強化し、学校・家庭・地域社会の三者が広く児童・生徒の学習に関わりながら教育環境を整え、未来に誇れる文化や自然遺産、人材などの教育資源を活用し、「学びの質」を高め、「学びに向かう力、人間性等」を育成してまいります。

次に、「徳育」につきましては、児童・生徒の「豊かな心」を育てるために、基盤となる道徳教育において、教科道徳の授業を核とし、多様な体験活動を通して、命の尊重、善悪の判断、人を思いやる心情や自然と大地の恵みに感謝する心など、「豊かな人間性」を培ってまいります。

また、読書活動や音楽活動などを充実し、さらには地域社会と連携を図りながら、一人

一人の「豊かな感性」を育ててまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の「健やかな体」を育てるために、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、運動やスポーツに自己の適性に応じた関わりを持ち、社会教育とも連携し、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上に努めてまいります。

続きまして、学校教育の重点事項について申し上げます。

推進にあたって、小学校では、「基本的生活習慣」と「豊かな経験」、中学校では、「たくましい心身」と「コミュニケーション能力」、高等学校では、一人一人が自分の将来を見据えた上で「必要な力」を育てていただきたいと考えます。

1点目に、「安全教育」につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先に、日常生活における安全確保のために必要な「主体的に行動する態度」を育成するとともに、「自助・共助・公助」の視点からの安全教育を組織的に取り組んでまいります。

2点目に、「生徒指導」につきましては、「遠軽町いじめ防止基本方針」により、いじめや不登校の未然防止と早期解消、ネットトラブルへの対応、情報モラルの育成、薬物乱用や性の問題行動などについて、学校・家庭・地域・関係機関等との連携・協力を密にし、開かれた生徒指導体制の充実に努めてまいります。

3点目に、「特別支援教育」につきましては、引き続き、特別支援教育支援員を小・中学校に配置し、共生社会の形成に向けて、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な指導や必要な支援に努めてまいります。

4点目に、「ICT教育」につきましては、文部科学省が取組を進めているGIGAスクール構想で、児童・生徒に1人1台端末が配備され、授業での活用が始まりました。今後は効果的なICT活用による授業改善を進めるとともに、1人1台端末の活用拡大を推進してまいります。

5点目に、「食育」につきましては、「地産地消」を推進し、安全・安心な学校給食の提供を図りながら、家庭・地域社会と連携し、児童・生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるよう努めてまいります。

6点目に、「小学校高学年における教科担任制」につきましては、今年度から4年程度をかけて進められることとなります。本町においては、専科教員の配置や小規模校での教科担任制の具体について、情報収集と環境整備に努めてまいります。

7点目に、「信頼される学校」につきましては、学校と保護者や地域が連携・協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支えるため、学校運営協議会を中心に「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。また、教職員には、指導力向上のための各種研修などへの参加を促進するほか、児童生徒・保護者・地域の方々との信頼関係を深められるよう、法令の遵守・服務規律の徹底に努めてまいります。加えて、教員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務し、学校教育の質が高められる環境を構築するため、働き方改革を進めてまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

小・中学校につきましては、特に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための「特別支援教育支援員」を必要に応じて複数配置ができるようにし、特別支援教育のさらなる充実を図ってまいります。

就学援助費につきましては、新入学児童生徒学用品費について入学前に支給するとともに、認定児童・生徒の保護者に対して援助してまいります。

遠距離通学をする児童・生徒へは、通学の利便を図るため、スクールバスを運行するとともに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

中体連大会等参加経費の一部助成や中学校の合同部活動で、合同練習を実施する際の保護者送迎に係る経費の一部助成を行い、保護者の負担軽減を図ります。

中学校を核とした授業や生涯学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小学校における教科、外国語活動についても、言語や文化に対する理解を深めるため、引き続き、英語指導助手3人を配置し、積極的な活用を図ってまいります。

I C T教育につきましては、G I G Aスクール構想で整備された1人1台端末を効果的に活用するため、小学校5年生以上の児童と中学校全生徒を対象に学習支援ソフトを導入し、個別最適な学びの推進と、I C Tを活用した教育の実践を図ってまいります。

小・中学校の施設整備につきましては、学校施設の老朽化に対応するため、効率的・効果的な学校施設の管理を図ってまいります。今年度につきましては、3か年計画での東小学校長寿命化改修工事や南中学校自動火災報知設備更新工事、遠軽中学校電気温水器更新工事を実施し、安全・安心な学校づくりを進めてまいります。

教職員の住宅環境の整備につきましては、西町にある教職員住宅の屋根塗装工事を実施してまいります。

学校における働き方改革は、これまでの働き方を見直し、自らの職能を磨くとともに、日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、実現に向けた働き方改革の取組を推進してまいります。

高等学校の支援につきましては、北海道遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援のための講座等に対し助成を行います。また、学級数維持・生徒確保を支援するための経費の助成を行い、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、町内外の子どもたちに遠軽高等学校への進学を促してまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な給食の提供のため、施設の改善や老朽化した備品の更新をはじめ、日頃の施設設備の衛生管理と調理関係職員の健康管理を徹底し、食中毒防止や食物アレルギー対応など安全対策を進め、学校給食の適切な提供に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育では、生涯学習のより一層の振興を図るため、町民一人一人が、個性や地域特

性を生かしながら、自主的・主体的に学習活動に取り組むことができる学習環境の整備と、その学習成果が適切に評価され、かつ、その成果を協働による地域づくりの実践に結びつけることが求められています。

そのために、生涯各期の学習機会の充実により、町民一人一人が、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境づくりと、学習情報の提供や学習相談体制の充実など、様々な学習活動の奨励や具体的な支援を進めてまいります。

また、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育の充実が期待される中、家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する支援体制の確立に努めるとともに、児童・生徒の学校外における各種学習・体験活動の充実を図るため、学校や地域、関係団体との連携・協力のもと、社会全体で子どもたちの活動を支援する取組の推進に努めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

スポーツ基本法においては、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的施策として「基礎的条件の整備」、「地域スポーツの推進」、「競技スポーツの推進」が定められており、多様なスポーツ機会の確保のための環境整備などが求められています。

これまでも社会体育では、スポーツを通して地域住民同士の交流を促進することにより、地域の連帯感や一体感の醸成を図り、地域社会の活性化に寄与することが求められてきました。

また、青少年のスポーツ活動を奨励し、青少年の豊かな心と健やかな身体の育成や、自己責任・思いやり・コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、町民の健康づくりの増進にも努める必要があります。

さらに、スポーツの生活化を目指し、それぞれのライフステージや個々のレベルに合ったスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう各種事業を推進するとともに、技能の向上や参加意欲の高揚を図っていくことも重要です。そのため、町民の生涯スポーツへの意識の高揚を図るとともに、町民が「いつでも、どこでも、だれでも」自由に、そして自主的・主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるよう、積極的に支援してまいります。

社会教育及び社会体育の推進にあたっては、昨年度に策定した第4次遠軽町社会教育中期計画に基づき、個人や団体などの多様な学習活動に対する奨励・援助を行うとともに、生涯各期の課題に応じた学習機会を提供するなど、生涯学習社会の実現に向けて努力してまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表

・交流の場などの提供に努めてまいります。

あわせて、家庭の教育力の向上を図るため、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行ってまいります。

また、町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し、支援を行ってまいります。

さらに、文化財につきましては、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、ジオパークと連携した事業の展開や郷土館町民講座の実施など、文化財の保護と普及に努めてまいります。

施設整備につきましては、所管する施設の中で建設後30年以上経過するものもあり、今後も施設を有効に運用できるように改修等が必要となるため、社会教育施設長寿命化計画に基づき整備を進め、施設の充実を図ってまいります。併せて、令和4年8月26日にオープンを予定する遠軽町芸術文化交流プラザについては、今後も指定管理者と協議を行い、開館準備を進めてまいります。

4 図書館・室につきましては、利用者ニーズに応えた図書の実質や、歴史的な地域資料の収集・保管を行うなど、生涯学習活動を支援する拠点施設にふさわしいサービスを提供するとともに、町民の読書習慣を醸成し、これまで以上に親しまれる図書館・室の運営に努めてまいります。

また、学校図書室に対しては、図書館の専門性を生かし、本年度も引き続き支援してまいります。

次に、社会体育の主要事業について申し上げます。

町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを、関係団体との連携・協力のもと開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体と連携を図り、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設につきましては、遠軽町スポーツ協会が指定管理者として管理運営を行っており、休館日・開館時間の見直しや自主事業の実施など、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も利用者サービスの向上に努めてまいります。

施設整備等につきましては、社会教育施設同様、築後30年度以上経過するものも多く、今後も経年劣化による設備等の修繕を行い、利用者の皆様に安全に利用いただけるよう管理するとともに、社会教育施設長寿命化計画に基づいた整備も進めてまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに社会教育の充実を努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、令和4年度教育行政執行の方針といたします。

◎日程第4 諮問第1号

○議長（杉本信一君） 日程第4 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員、國分悦子氏が、令和4年6月30日をもって任期満了となるため、次の方を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町岩見通北8丁目2番地11、氏名、國分悦子氏、生年月日、昭和29年9月13日であります。

國分氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することといたします。

◎日程第5 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第5 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて議会の議決を求めるもので

あります。

次のページ、別紙をお開き願います。

表彰の種類、対象者につきましては、1、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功労としまして、ひとり親世帯支援資金として100万円の御寄附をいただきました、遠軽町南町4丁目2番地、清野初雄様。

教育振興資金として50万円の御寄附をいただきました、東京都杉並区下井草3丁目5番13号、和久井勇様。

観光振興資金として1,000万円の御寄附をいただきました、千葉県千葉市稲毛区黒砂1丁目2番10号、前澤友作様。

ふるさと振興資金として50万円の御寄附をいただきました、東京都新宿区下落合2丁目21番14号、片平俊治様であります。

2、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功労としまして、まち・ひと・しごと創生推進事業資金として200万円の御寄附をいただきました、東京都豊島区東池袋3丁目1番1号、株式会社SORIX様であります。

以上、社会功労5件につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第6 議案第2号第4期遠軽町地域福祉計画を定めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 議案第2号第4期遠軽町地域福祉計画を定めることについて御説明いたします。

本件は、遠軽町議会基本条例第11条第9号の規定により、第4期遠軽町地域福祉計画を別紙のとおり定めたいので、議決を求めるものです。

今回提案する第4期遠軽町地域福祉計画につきましては、3期までの計画について現況を把握するとともに、社会変化や福祉関連施策の動向、地域のニーズの反映など課題を整理しながら、令和2年度に策定した第8期介護保険事業計画、第6期障がい者計画等ほか計画との整合性を保ち、これら既存計画を内包する計画として策定するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

計画は、第1章から第7章までとなっており、主な概要について説明させていただきます。

1 ページ、第1章、遠軽町の概況として、遠軽町の産業や経済、住宅状況や交通網などの生活環境、保健や医療・福祉事業などの現在の状況について概況を記述しております。

6 ページ、第2章、総人口と高齢者等の現状として、総人口と高齢者人口の推移、地域別の人口や高齢者人口、出生率について記述しております。

9 ページ、第3章、遠軽町地域福祉計画の策定趣旨等として、本計画策定の趣旨、法令の根拠、計画の概要を記述しております。

これは、まちづくりの基本的な考え方として策定された第2次遠軽町総合計画に基づき、基本目標である「住み慣れ場所で、誰もが生き生きと暮らせるまちづくり」を踏まえ、本計画を策定することとしております。

それに加え、11 ページに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を今期から新たに包含しております。

戻りまして、10 ページの表では、既存計画同士の相関関係及び計画期間等を示しており、地域福祉計画は総合計画に即し、各種計画を内包することになっていることから、制度変動等に対応し、整合性及び連携を図るため、令和4年度から令和9年度までの6年を計画期間としております。

13 ページ、第4章、各福祉分野における現状としまして、少子・高齢化社会の現状や障がい者を取り巻く環境を記載し、20 ページまで、本町における各福祉分野の状況を表などによりお示ししております。

21 ページ、第5章、計画の理念と目標としまして、目標設定の基本的な考え方と各分野の基本的な政策目標についてお示ししております。また、新たに5項目めには、前述の成年後見制度の利用促進として、利用促進計画を加えており、判断能力が不十分な方の財産や権利を保護するため、制度の利用促進を図ります。

23 ページ、2、本計画における基本的な政策目標については、項目のみ読み上げさせていただきます。

1、地域福祉の充実、2、子育て支援対策の充実、3、母子保健の充実、4、障がい者サービスの適切な提供とノーマライゼーションの実現、5、高齢者の生きがいつくり、6、高齢者サービスの適切な提供、7、地域医療の充実、8、社会福祉施設の整備、9、相談体制の充実と外部機関との連携となっております。

26ページ、3、児童福祉の基本的な考え方としまして、現状と課題に触れ、項目ごとの基本的な考え方をお示ししております。

I、子育て環境の充実、28ページ、II、母子の健康確保、III、子どもの安全と教育環境の整備について、それぞれ記述しております。

30ページ、4、障がい者（児）福祉の基本的な考え方としまして、現状と課題に触れ、項目ごとの基本的な考え方を示しております。I、障がいのある方の自立を支えるために、31ページ、II、自立と社会参加の促進、33ページ、III、バリアフリー社会の実現について、それぞれ記述しております。

34ページ、5、高齢者福祉の基本的な考え方として、現状と課題に触れ、項目ごとの基本的な考え方を示しております。I、高齢者の生きがいづくり、35ページ、II、高齢者サービスの適切な提供について、それぞれ記述しております。

37ページ、6、保健医療・福祉の基本的な考え方として、現状と課題に触れ、項目ごとに基本的な考え方を示しております。I、生活の基盤となる健康づくりに対する支援、38ページ、II、保健医療の充実について、それぞれ記述しております。

39ページ、第6章、計画の推進に向けてとして、地域住民、事業者や団体、行政の役割分担や連携の必要性を記述しております。

最後に41ページ、第7章、計画の策定経過について記載しております。

策定にあたりましては、遠軽町議会各常任委員会及び遠軽町保健医療福祉審議会の委員からの御意見を反映させていただいております。また、同審議会におかれましては、町から示した本計画案について、本年1月に答申をいただいているものであります。

以上、議案第2号第4期遠軽町地域福祉計画を定めることについての説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号第4期遠軽町地域福祉基本計画を定めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（杉本信一君） 日程第7 議案第3号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第3号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、国家公務員における「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」に鑑み、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するほか、所要の規定を整理するため提案するものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページ、参考資料をお開き願います。

第2条は、育児休業をすることができない職員を規定したもので、第3号アの「（ア）引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」を削除することにより、育児休業の取得要件を緩和するものでございます。

第21条は、部分休業をすることができない職員を規定したもので、第2号の「ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」を削除することにより、部分休業の取得要件を緩和するものでございます。

改正後の第25条は、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等として、制度の周知や意向の確認をしなければならないことを追加するものでございます。

第26条は、勤務環境の整備に関する措置として、育児休業の請求が円滑に行われるようにするための措置を講じなければならないことを追加するものでございます。

別紙に戻っていただき、附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長（杉本信一君） 日程第8 議案第4号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の

一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第4号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

一般職の職員給与につきましては、地方公務員法の規定に基づく国家公務員の給与改定状況等を踏まえ改定をしてきたところでございます。令和3年、人事院勧告に基づく給与改定につきまして、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が閣議決定されたことに鑑み、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、本案を提案するものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページ、参考資料をお開き願います。

第23条第2項は、期末手当の額に関する規定であり、現行「100分の127.5」である支給割合を「100分の120」に改め、年間支給割合を「2.55月」から「2.4月」に、「0.15月」引き下げるものでございます。

第3項は、再任用職員に対しての規定であり、現行「100分の72.5」である支給割合を「100分の67.5」に改め、年間支給割合を「1.45月」から「1.35月」に「0.1月」引き下げるものでございます。

別紙に戻っていただき、附則第1項として、この条例は、公布の日から施行します。

附則第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置についてであり、令和3年12月に支給された期末手当の額に応じ、令和3年度の引下げに相当する調整額を減じることを規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（杉本信一君） 日程第9 議案第5号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第5号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に鑑み、議会議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、提案するものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

この条例は2条の構成でありまして、第1条は議会議員の期末手当支給割合を改正する規定、第2条は町長、副町長及び教育長の期末手当支給割合を改正する規定でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページ、参考資料をお開き願います。

議会議員、町長、副町長、教育長ともに改正内容、期末手当支給割合などは同じでございますので、議会議員の例により、上段の第1条関係で御説明をいたします。

第5条第2項は、期末手当の額に関する規定であり、現行の「100分の222.5」である支給割合を「100分の215」に改め、年間支給割合を「4.45月」から「4.3月」に「0.15月」引き下げるものでございます。

別紙に戻っていただき、附則第1項として、この条例は公布の日から施行します。

附則第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置についてであり、令和3年12月に支給された期末手当の額から令和3年度の引下げに相当する調整額を減じることを規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長（杉本信一君） 日程第10 議案第6号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第6号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に鑑み、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するため、提案するものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページ、参考資料をお開き願います。

第12条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当について、第21条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当についてで、ともに現行「100分の50」である支給割合を「100分の47.5」に改め、年間支給割合を「1.0月」から「0.95月」に「0.05月」引き下げるものでございます。

別紙に戻っていただき、附則として、この条例は、公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

◎日程第 1 1 議案第 7 号

○議長（杉本信一君） 日程第 1 1 議案第 7 号遠軽町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第 7 号遠軽町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するための作業に従事した職員に支給する防疫救治作業手当の特例を規定するため、提案するものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

附則に、防疫救治作業手当の特例として、第 3 項及び第 4 項を追加いたします。

第 3 項、職員が新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業に従事したときは、防疫救治作業手当を支給する。この場合において、第 3 条の規定は適用しない。

第 4 項、前項の手当の額は、従事した日 1 日つき 1,000 円とする。

別紙に戻っていただき、附則として、この条例は、公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 7 号遠軽町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 8 号

○議長（杉本信一君） 日程第12 議案第8号遠軽町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 議案第8号遠軽町手数料条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の規定を整理するため、提案するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町手数料条例の一部を改正する条例。

遠軽町手数料条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、次のページ、遠軽町手数料条例新旧対照表をお開き願います。

別表第6の左の列1の項中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改めるものです。

次に、2の項中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改め、同じく2の項中「第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査を受けた場合又は同条第1項に規定する住宅性能評価を活用した場合」を「第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認を受けた場合」に改めるものです。

次に、2ページ、3の項第1項中「決定の予定時期」の次に「及び管理者等の選任の予定時期」を加えるものです。

次に、4の項中「第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査を受けた場合又は同条第1項に規定する住宅性能評価を活用した場合」を「第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認を受けた場合」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号遠軽町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議長（杉本信一君） 日程第13 議案第9号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第9号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の未就学児に課する被保険者均等割額を減額するため、本条例を定めるものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の未就学児6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に課する被保険者均等割額を現行の2分の1とするものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、次のページ、参考資料により御説明いたします。

国民健康保険の被保険者に係る所得割額第3条の見出し及び国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額第5条の見出しについては、規定の明文化に伴う文言の整備で、公布の日から施行。

国民健康保険の被保険者に係る世帯平等割額第5条の2の見出しについては、規定の明文化に伴う文言の整備で、公布の日から施行。

同じく第1号については、条例改正による引用条項の整備で、令和4年4月1日から施行。

国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額第6条については不要な規定の削除で、公布の日から施行。

納税義務の発生、消滅等に伴う賦課第13条第1項については、法律改正による文言の整備で、令和4年4月1日から施行。

国民健康保険税の減額第23条第1項については、法律改正による引用条項の整理及び規定の明文化に伴う文言の整備についてで、引用条項の整理は令和4年4月1日から、規定の明文化については、公布の日から施行。

同じく第2項については、未就学児に課する被保険者均等割額を2分の1とする旨の規定の追加でありまして、下記の表に現行の金額と改正後の金額を記載してありますので、お目通し願います。

こちらについては、令和4年4月1日からの施行であります。

次のページをお開きください。

特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例第23条の2については、条例改正による引用条項の整理及び規定の整備で、引用条項の整理は令和4年4月1日から、規定の整備は公布の日から施行。

附則といたしまして、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例第9項については、法律及び条例改正による引用条項の整理で、令和4年4月1日からの施行。

上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例第10項、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例第11項、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例第13項、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例第14項、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例第15項、土地の譲渡等に係る事業所等に係る国民健康保険税の課税の特例第16項、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例第17項、特例適用配当に係る国民健康保険税の課税の特例第18項、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例第19項及び条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例第20号については、いずれも条例改正による引用条項の整理で、令和4年4月1日からの施行であります。

別紙に戻りまして、2ページをお開きください。

附則につきまして、第1項は、施行期日を定めています。

第2項は、経過措置を定めております。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長（杉本信一君） 日程第14 議案第10号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 議案第10号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、北区団地駐車場の使用料を定めるため、提案するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

遠軽町町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、次のページ、遠軽町町営住宅管理条例新旧対照表をお開き願います。

別表第2中「名称、日進団地駐車場、所在地、遠軽町生田原、駐車場使用料1,000円」の次に「北区団地駐車場、遠軽町生田原、1,000円」を加えた表に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号

○議長（杉本信一君） 日程第15 議案第11号遠軽町図書館条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

阿部図書館長。

○図書館長（阿部文明君） 議案第11号遠軽町図書館条例の一部改正について御説明いたします。

白滝図書室の移転に伴い、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものでございます。

次のページを御覧願います。

遠軽町図書館条例の一部を改正する条例でございまして、改正の内容につきましては、次のページの参考資料の新旧対照表で説明しますので御覧願います。

第2条中、白滝図書室の位置について改正するもので、「遠軽町白滝942番地1」と

あるのを「遠軽町白滝138番地1」に改めるものでございます。

次に、第4条の休館日について、4図書館・室の休館日をそれぞれ定めるもので、生田原図書館については、1として月曜日、2として12月31日から翌年1月5日まで、3として国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）。ただし、その日が月曜日に当たるときは、その翌日とする。4として蔵書整理日（館長が指定する日）とし、遠軽町図書館については、1として月曜日（祝日法による休日に当たる日を除く）、2として12月31日から翌年1月5日まで、3として蔵書整理日（館長が指定する日）とし、丸瀬布図書室については、1として日曜日、2として12月31日から翌年1月5日まで、3として祝日法による休日、4として蔵書整理日（館長が指定する日）とし、白滝図書室については、1として土曜日、日曜日及び祝日法による休日（5月1日から10月31日までの期間を除く。）、2として12月31日から翌年1月5日まで、3として蔵書整理日（館長が指定する日）とすることとございます。

次に、第5条第1項の開館時間につきましては、白滝図書室の「午前10時から午後6時まで」とあるのを「午前9時から午後5時まで」に改めるものでございます。

前のページに戻りまして、附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号遠軽町図書館条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第12号

○議長（杉本信一君） 日程第16 議案第12号遠軽町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第12号遠軽町公共下水道条例の一部改正について御説明いたします。

遠軽町公共下水道条例の一部改正については、下水道法の一部改正に伴い、排水設備等

の計画の確認の規定を改正するほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙は、遠軽町公共下水道条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容は、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

次のページの参考資料、遠軽町公共下水道条例新旧対照表をお開き願います。

排水設備等の計画の確認について規定している第6条第1項にただし書きとして、「ただし、法第25条の10第1項の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行おうとする場合には、この限りではない」を加え、排水設備工事指定業者の指定について規定している第7条第1項中「（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、」を「は、次の各号に掲げる工事を除き」に改め、同項に第1号として「管理者が定める軽微な工事」を、第2号として「当該排水設備等の形状等を勘案し、指定業者以外の者が行うことが適当なものとして管理者が定める工事」を、第3号として「法第25条の17又は特定都市河川浸水被害対策法第18条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事」を、それぞれ加えるものです。

別紙に戻りまして、附則第1項、施行期日について、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

附則第2項、経過措置として、この条例の施行の日前に、この条例による改正前の遠軽町公共下水道条例に基づき行われた処分その他の行為については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号遠軽町公共下水道条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第13号

○議長（杉本信一君） 日程第17 議案第13号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田子育て支援課長。

○子育て支援課長（太田貴幸君） 議案第13号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存、利用者への書面交付を電磁的記録による対応にするため、所要の規定を改定するものです。

別紙をお開きください。

遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので御覧ください。

目次では、書面の作成、保存や利用申込者に対しての書面交付などに電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定をするため、「第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準」「第1節」から「第3節」を、「第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準」「第1節」から「第3節」、「第4章 雑則（第53条）」に改正するものです。

第5条については、特定教育・保育施設の手続の説明及び同意について、電磁的方法による対応に関する規定を改定するため、「第2項」から「第6項」、第38条については、特定地域型保育施設の電磁的方法による対応に関する規定を改定するため、「第2項」を削ります。

第42条については、規定の定義範囲を改定するため、第1項第3号中「この号」を「この号及び第4項第1号」に改めるものです。

特定教育・保育施設に適用される第5条第2項から第6項及び特定地域型保育施設に適用される第38条第2項において規定されていた、電磁的方法による対応を包括的に規定するため、第52条の次に「第4章 雑則（電磁的記録）第53条」を加えるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第14号

○議長（杉本信一君） 日程第18 議案第14号遠軽町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第14号遠軽町個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案につきましては、国におけるデジタル化に関する施策を推進するためのデジタル社会形成整備法が公布され、これによりまして関係する法律が一括で一部改正され、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止と個人情報保護の一部改正に伴い、遠軽町個人情報保護条例において引用する規定を整理するため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町個人情報保護条例の一部を改正する条例として、同条例の第2条の一部改正について規定するものです。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、新旧対照表をお開き願います。

遠軽町個人情報保護条例新旧対照表、第2条関係です。

第2条第4号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号第2条第9項）」に改めます。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第14号遠軽町個人情報保護条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 15号

○議長（杉本信一君） 日程第 19 議案第 15号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 議案第 15号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の一部改正について御説明いたします。

本条例につきましては、民法の一部改正に伴う成年年齢の引下げに伴い、連帯保証人の規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の一部を改正する条例。

改正内容は、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

第 5 条、連帯保証人に関する規定の第 2 項を削り、「第 3 項」を「第 2 項」とするものです。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 15号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議案第 16号

○議長（杉本信一君） 日程第 20 議案第 16号町道路線の廃止についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 議案第 16号町道路線の廃止について御説明いたします。

本案は、一般交通の用に供する必要がなくなったことに伴い、町道路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定において準用する同法第 8 条第 2 項の規定によ

り、議会の議決を求めるものであります。

廃止する町道の路線番号、路線名、起点・終点、重要な経過地、幅員・延長につきましては、記載のとおりでございますが、詳細につきましては赤番4の町道路線の廃止に関する資料により御説明いたします。

それでは、赤番4の1ページをお開き願います。

路線廃止位置図でございまして、図面左側の黒色実線が対象区間であり、丸印が起点、矢印末端が終点です。

2ページは、その詳細図で、図面上段が廃止前、下段が廃止後の地番図です。

路線番号C-14町道福路西1線裏通を起点、福路西1線通交差点から湧別川沿いを通り、終点、豊里若松間道路交差点までを廃止するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第16号町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第17号から日程第26 議案第22号

○議長（杉本信一君） 日程第21 議案第17号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）、日程第22 議案第18号令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第23 議案第19号令和3年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第24 議案第20号令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、日程第25 議案第21号令和3年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）、日程第26 議案第22号令和3年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上、議案6件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第17号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）について説明いたします。

令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億5,983万円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億9,030万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」により説明いたします。

債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」により説明いたします。

地方債の廃止及び変更は、「第4表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

2款地方譲与税につきましては、3項森林環境譲与税に194万8,000円を追加し、総額を2億1,294万8,000円とするものです。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金に34万3,000円を追加し、総額を434万3,000円とするものです。

10款地方特例交付金につきましては、1項地方特例交付金を94万9,000円減額し、総額を7,615万1,000円とするものです。

11款地方交付税につきましては、1項地方交付税に7億4,781万円を追加し、総額を71億7,781万円とするものです。

14款使用料及び手数料につきましては、1項使用料を1,795万9,000円減額し、総額を3億5,170万9,000円とするものです。

15款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に2,945万6,000円を追加、2項国庫補助金を4,808万3,000円減額、3項委託金を280万1,000円減額し、総額を24億8,919万3,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、1項道負担金を432万4,000円減額、2項道補助金に1億5,997万円を追加し、総額を10億7,733万3,000円とするものです。

17款財産収入につきましては、1項財産運用収入に33万7,000円を追加し、総額を7,127万円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に5,592万2,000円を追加し、総額を8,720万7,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金を7億8,106万6,000円減額し、総額を4億5,587万円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に3,953万9,000円を追加し、総額を4億770万3,000円とするものです。

21款諸収入につきましては、5項雑入を115万5,000円減額し、総額を1億7,666万2,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債を3億3,881万8,000円減額し、総額を57億3,638万2,000円とするものです。

これにより、歳入合計210億5,013万1,000円から1億5,983万円を減額

し、総額を208億9,030万1,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款議会費につきましては、1項議会費を440万4,000円減額し、総額を7,890万2,000円とするものです。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に1億8,980万1,000円を追加、3項戸籍住民基本台帳費に206万8,000円を追加、4項選挙費を1,004万2,000円減額し、総額を74億598万5,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費を132万円減額、2項児童福祉費に420万1,000円を追加し、総額を32億8,853万9,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に6,728万4,000円追加、2項清掃費を1,940万3,000円減額し、総額を14億1,712万8,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費を214万3,000円減額、2項林業費を2,149万9,000円減額し、総額を9億9,876万8,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費を2,115万1,000円減額し、総額を9億5,405万7,000円とするものです。

8款土木費につきましては、2項道路橋梁費を2億7,698万8,000円減額、3項河川費を15万円減額、4項都市計画費を426万1,000円減額、5項下水道費に280万4,000円を追加、6項住宅費を1,305万9,000円減額し、総額を18億3,999万8,000円とするものです。

9款消防費につきましては、1項消防費を5,797万9,000円減額し、総額を14億1,974万6,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費を548万1,000円減額、2項小学校費に1,182万4,000円を追加、3項中学校費に949万3,000円追加、4項学校給食費を47万2,000円減額、5項社会教育費を237万9,000円減額、6項保健体育費を457万4,000円減額し、総額を11億7,381万6,000円とするものです。

12款公債費につきましては、1項公債費を200万円減額し、総額を22億6,857万3,000円とするものです。

これにより、歳出合計210億5,013万1,000円から1億5,983万円を減額し、総額を歳入歳出同額の208億9,030万1,000円とするものです。

次に、第2表、繰越明許費補正について説明いたします。

繰越明許費につきましては、2款総務費1項総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策事業1,092万2,000円、3項戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳システム改修事

業206万8,000円、3款民生費2項児童福祉費、子育て世帯等臨時特別支援事業200万円、4款衛生費1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業5,033万5,000円、6款農林水産業費1項農業費、畑地帯総合整備事業2,768万7,000円、営農飲雑用水整備事業2,100万円、8款土木費2項道路橋梁費、道路橋梁維持事業1,400万円、10款教育費2項小学校費、小学校感染症対策等支援事業765万円、3項中学校費、中学校感染症対策等支援事業630万円について、翌年度に繰越して使用することができる経費とするものです。

次に、第3表、債務負担行為正について説明いたします。

次のページをお開き願います。

債務負担行為の追加につきましては、新庁舎建設基本計画策定業務委託料、期間、令和3年度から令和4年度、限度額、660万円を追加するものです。

次に、第4表、地方債補正について説明いたします。

地方債の廃止につきましては、農業用排水整備事業及び除雪機械整備事業を廃止するものです。

次のページをお開き願います。

地方債の変更につきましては、芸術文化交流プラザ整備事業から臨時財政対策債までの限度額を、それぞれ記載のとおり変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

16ページをお開き願います。

1款議会費1項議会費1目議会費、議員報酬及び期末手当等につきましては、執行精査による特別職期末手当196万8,000円の減額、議会活動費につきましては執行見込みによる費用弁償211万円の減額、議会一般経費につきましては、執行見込みにより普通旅費32万6,000円を減額するものです。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、特別職人件費は、特別職退職手当26万円の追加です。一般職人件費740万円の減額は、執行見込みによる一般職給等の減額及び負担率の変更による職員共済組合負担金の追加です。総務一般経費292万2,000円の減額につきましては、執行精査による普通旅費、交際費の減額、執行見込みによる遠軽地区広域組合議会・事務局費負担金の減額及び北海道との協定に基づく派遣職員負担金170万8,000円を計上するものです。職員研修事業210万円の減額につきましては、執行精査による普通旅費の減額です。

2目文書広報費、広報事業102万円につきましては、新型コロナウイルス感染症関連での広報瓦版の発行回数が増えたことから、印刷製本費を追加するものです。

6目企画費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業の中止や執行見込みにより、企画一般経費787万7,000円の減額、大会誘致事業90万円の

減額、ふるさと交流事業50万7,000円の減額、移住定住促進事業1,584万5,000円の減額、地域おこし協力隊事業687万7,000円の減額、地域拠点施設整備事業1,138万7,000円の減額です。

7目支所及び出張所費、丸瀬布支所管理事業24万6,000円につきましては、燃料単価の引上げに伴う燃料費の追加です。

8目交通対策費、町営バス運行事業1,405万2,000円の減額につきましては、燃料費の追加及び額の確定による町営バス運行委託料の減額です。紋別空港利用促進事業750万円の減額につきましては、執行見込みにより紋別空港利用促進協議会負担金及び利用促進助成金を減額するものです。

10目自治振興費につきましては、財源の振替です。

13目ジオパーク推進費、ジオパーク推進事業83万円の減額につきましては、感染症拡大の影響による会計年度任用職員報酬及び普通旅費の減額です。

15目基金運営費、基金運営事業2億3,774万4,000円につきましては、財政調整基金積立金2億13万6,000円、減債基金積立金6,000円を追加、まちづくり振興基金積立金に指定寄附金24件分、ふるさと納税寄附金3,328件分及び基金利子を合わせ3,343万6,000円を追加、まち・ひと・しごと創生基金積立金に企業版ふるさと納税2件分210万円を追加、地域振興基金積立金に基金利子分11万6,000円を追加、森林環境譲与税基金積立金に195万円を追加するものです。

16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業2,872万8,000円につきましては、自宅療養者への生活支援として食品及び日用品の配達手数料を町が負担するもので、3月一月分の6,000円を計上、公共施設等環境改善工事1,023万円は、サテライトオフィスとして活用する丸瀬布農村集落多目的共同利用施設の屋根防水工事に係る経費を計上、備品購入費69万2,000円は、集団予防接種の感染予防対策として非接触型体温計を購入するものです。公共施設等維持管理体制持続化助成金1,780万円は、指定管理施設において感染症拡大の影響を受けている指定管理者の維持管理体制を継続するため、持続化助成事業実施要綱に基づき業務内容に応じた助成金を追加するものです。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業206万8,000円につきましては、マイナンバーカード所有者の転出及び転入手続のワンストップ化のため、システム改修業務委託料を追加するものです。

4項選挙費2目町長及び町議会議員選挙費、町長及び町議会議員選挙一般事務費につきましても、執行精査による724万1,000円の減額。

3目衆議院議員選挙費、衆議院議員選挙一般事務費につきましても執行精査により280万1,000円を減額するものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業につきましては、国民健康保険特別会計繰出金322万2,000円の減額、介護保険事業につきましては、

介護保険特別会計繰出金48万8,000円を減額するものです。

5目社会福祉施設費につきましては、燃料単価引上げに伴い、各施設の燃料費を追加するもので、保健福祉総合センター管理事業128万7,000円、白滝高齢者総合生活福祉センター管理事業87万9,000円、母子通園センター管理事業22万4,000円の追加です。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業237万4,000円につきましては、利用人数の増加により、施設型給付費負担金を追加するものです。

4目児童館費、児童館運営事業31万8,000円につきましては、燃料単価の引上げに伴う燃料費の追加です。

5目保育所費、保育所運営事業150万9,000円につきましては、燃料単価の引上げに伴う燃料費116万6,000円及び電気料の不足が見込まれることから、光熱水費34万3,000円を追加するものです。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業5,918万5,000円につきましては、ワクチン接種3回目及び小児接種を踏まえ、9月までのワクチン接種に必要な経費を追加するもので、会計年度任用職員の任用経費として、報酬、給料、職員手当等共済費、合わせて1,699万円のほか報償費、旅費、需用費、役務費、材料及び賃借料を追加、委託料はワクチン接種委託料、コールセンター業務委託料等3,248万1,000円を追加、ワクチン接種負担金については340万7,000円を追加するものです。

4目環境衛生費、上水道事業809万9,000円につきましては、感染症拡大により影響を受けている町内飲食店及び宿泊施設業者に対する支援として、令和3年3月から10月の8か月間の水道料金及び下水道使用料免除を行ったもので、水道料金免除相当額の843万3,000円とその他執行精査額を合わせ、水道事業会計繰出金を追加するものです。

5目診療所費につきましては、財源の振替です。

2項清掃費につきましては、執行見込みによる遠軽地区広域組合衛生負担金の減額で、1目清掃総務費リサイクル推進事業107万8,000円、2目塵芥処理費、ごみ処理場管理事業1,618万9,000円、3目し尿処理費、し尿処理事業213万6,000円を、それぞれ減額するものです。

6款農林水産業費1項農業費4目畜産業費、畜産関係団体助成事業35万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業の実施ができなかったため、家畜品評会共進会事業補助金を減額するものです。

5目農地費、畑地帯総合整備事業2,768万7,000円につきましては、排水路整備に係る安国地区道営土地改良事業負担金を追加するのです。用排水路整備事業2,958万3,000円の減額は、事業採択要件の整理に時間を要することから事業未実施となったため、委託料を減額するものです。営農飲雑用水整備事業26万2,000円の減額に

つきましては、事業費の確定により委託料及び工事請負費を減額するものです。

6目農業施設費につきましては、燃料単価の引上げに伴い、白滝活性化施設管理事業23万3,000円、白滝地場産品加工施設管理事業13万2,000円の燃料費を追加するものです。

2項林業費1目林業振興費、民有林振興対策事業2,100万円の減額は、公共補助の配分増加により民有林整備事業補助金を減額するものです。森林経営管理事業37万8,000円の減額は、森林経営管理意向調査業務委託料を減額するものです。森林・林業活用事業58万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による会議中止のため、報償費及び旅費を減額するものです。

2目林業施設費、国産材需要開発センター木楽館管理事業46万7,000円につきましては、燃料単価の引上げに伴う燃料費の追加です。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、商工業融資利子補給事業600万円の減額につきましては、国の融資制度活用により町融資件数が減ったことから、町融資利子及び保証料補助金を減額するものです。企業振興促進助成事業200万円につきましては、新たな助成対象の企業が増えたことにより、企業振興促進補助金を追加するものです。

3目観光費、地域イベント事業1,715万1,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの中止もしくは内容を変更し実施したことから、各実行委員会補助金を減額するものです。

4目観光施設費につきましては、財源の振替です。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費、道路橋梁総務一般経費200万円の減額は、執行見込みによる町道用地確定測量業務委託料の減額です。

2目道路橋梁維持費、道路橋梁維持事業539万3,000円の減額につきましては、橋梁長寿命化設計業務委託料209万8,000円を追加、事業費確定により委託料及び工事費を、事業の見送りによる工事負担金をそれぞれ減額するものです。除排雪事業7,304万7,000円の減額は、交付金の減額により除雪専用トラックの購入を取りやめたため、減額するものです。

3目道路橋梁新設改良費、道路新設改良事業1億9,654万8,000円の減額につきましては、事業費の確定により、工事費及び工事負担金をそれぞれ減額するものです。

3項河川費1目河川総務費、河川管理事業15万円の減額につきましては、事業費の確定により、工事請負費を減額するものです。

4項都市計画費1目都市計画総務費、地籍整備事業463万4,000円の減額につきましては、事業費の確定により委託料を減額するものです。

2目街路事業費、街路事業一般経費37万3,000円につきましては、国道歩道のロードヒーティングの電気料に不足が見込まれることから、光熱水費を追加するものです。

5項下水道費1目公共下水道費、下水道事業280万4,000円につきましては、事

業費精査による個別排水処理事業特別会計繰出金195万2,000円の減額及び新型コロナウイルス感染症拡大により、飲食店及び宿泊施設業者の支援策として行った下水道使用料免除分の相当額、下水道事業会計繰出金475万6,000円を追加するものです。

6項住宅費1目住宅管理費、定住促進住宅管理事業180万円の減額につきましては、事業費の確定により、工事請負費を減額するものです。

2目住宅建設費、町営住宅建設事業1,125万9,000円の減額につきましては、事業費の確定により、設計業務委託料及び工事請負費をそれぞれ減額するものです。

9款消防費1項消防費1目消防費、消防事業5,761万6,000円の減額につきましては、執行見込みにより、遠軽地区広域組合消防負担金を減額するものです。防災対策事業36万3,000円の減額につきましては、事業費の確定により、工事請負費を減額するものです。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、教育委員会庁舎管理事業につきましては、燃料単価の引上げに伴う燃料費25万6,000円の追加、教職員住宅管理事業は、事業費の確定による工事請負費81万4,000円の減額です。

3目教育振興費、教育振興一般経費75万円は、執行精査及び町内3校の北海道アンサンプルコンテスト出場に係る学校行事負担金の追加です。スクールバス運行事業567万3,000円の減額につきましては、事業費の確定により、スクールバス等運転業務委託料を減額するものです。

2項小学校費1目学校管理費、小学校管理一般経費1,927万9,000円につきましては、燃料単価の引上げに伴う燃料費の追加1,162万9,000円及び学校裁量による感染症対策等に係る経費を各校に交付する感染症対策等支援事業交付金765万円を計上するものです。

2目教育振興費につきましては、執行見込みによる就学援助費の減額で、要保護・準要保護児童援助事業343万円、小学校特別支援教育就学奨励事業12万円を、それぞれ減額するものです。

3目学校建設費、小学校建設事業390万5,000円の減額につきましては、事業費の確定により、委託料及び工事請負費を減額するものです。

3項中学校費1目学校管理費、中学校管理一般経費1,580万1,000円につきましては、燃料単価の引上げに伴う燃料費の追加950万1,000円及び学校裁量による感染症対策等に係る経費を、各校に交付する感染症対策等支援事業交付金630万円を計上するものです。

2目教育振興費につきましては、執行見込みによる就学援助費の減額で、要保護・準要保護生徒援助事業570万円、中学校特別支援教育就学奨励事業30万円をそれぞれ減額するものです。

3目学校建設費、中学校建設事業30万8,000円の減額につきましては、事業費の確定により、工事費を減額するものです。

4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食施設管理事業47万2,000円の減額につきましては、事業費の確定により、工事請負費を減額するものです。

5項社会教育費1目社会教育総務費、青少年育成事業につきましては、執行見込みによる少年育成報償費110万円の減額、講演会・講座研修事業は執行見込みによる各種講座等講師謝礼金150万円の減額です。

2目図書館費、図書館図書室管理運営事業106万8,000円につきましては、燃料単価の引上げに伴う燃料費の追加です。

4目社会教育施設費、基幹集落センター管理運営事業84万7,000円の減額は、事業費の確定による工事請負費の減額です。

6項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育各種大会参加費助成事業につきましては執行見込みにより、社会体育振興補助金100万円の減額、保健体育一般経費は執行見込みにより、社会体育振興補助金221万円の減額です。

2目体育施設費につきましては、事業費の確定による工事請負費の減額で、球技場管理運営事業52万8,000円、水泳プール管理運営事業83万6,000円をそれぞれ減額するものです。

12款公債費1項公債費2目利子、公債費償還利子200万円の減額につきましては、利率見直し等により町債償還利子を減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。

10ページをお開き願います。

2款地方譲与税3項森林環境譲与税1目森林環境譲与税につきましては、194万8,000円の追加です。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金1項国有提供施設等所在市町村助成交付金1目国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、34万3,000円の追加です。

10款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金につきましては、94万9,000円の減額です。

11款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税につきましては、普通交付税7億4,781万円の追加です。

14款使用料及び手数料1項使用料4目農林水産使用料につきましては、丸瀬布自然資源活用型交流促進施設使用料230万円の減額。

5目商工使用料につきましては、白滝文化村ロッジ使用料ほか観光施設使用料1,565万9,000円の減額です。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、施設型給付費負担金221万円の追加。

2目衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2,724万6,000円の追加です。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金7,266万9,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金206万8,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,919万7,000円、地方創生推進交付金140万4,000円の追加です。

3目衛生費国庫補助金3,053万2,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の追加です。

4目農林水産業費国庫補助金2,209万3,000円の減額は、農地耕作条件改善事業補助金の減額です。

5目土木費国庫補助金1億3,584万8,000円の減額につきましては、補助対象事業費の確定等による橋梁長寿命化補修事業補助金、除雪機械購入費交付金、道路改良事業交付金の減額及び地域住宅交付金433万3,000円の追加です。

6目教育費国庫補助金につきましては、要保護児童生徒就学援助費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金の減額及び学校保健特別対策事業費補助金697万5,000円の追加です。

3項委託金1目総務費委託金につきましては、衆議院議員選挙委託金280万1,000円の減額です。

16款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金397万9,000円の減額につきましては、施設型給付費負担金の減額です。

3目土木費道負担金につきましては、地籍調査事業費負担金34万5,000円の減額です。

2項道補助金1目総務費道補助金につきましては、芸術文化交流プラザ整備に係る地域づくり総合交付金1億6,030万円の追加及びホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金173万7,000円の減額です。

3目衛生費道補助金140万7,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の追加です。

17款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金33万7,000円につきましては、基金利子の追加です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金300万7,000円につきましては、まちづくり振興資金として24件の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金5,291万5,000円につきましては、3,330件のふるさと納税寄附金をいただいたものです。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、5億9,750万2,000円を減額、3目まちづくり振興基金繰入金につきましては、1億6,218万6,000円を減額、6目森林環境譲与税基金繰入金につきましては、2,137万8,000円を減額するものです。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金3,953万9,000円は、前年度繰越金の追加で

す。

21款諸収入5項雑入6目雑入115万5,000円の減額は、町民大学入場料及びいきいきふるさと推進事業助成金の減額です。

22款町債1項町債につきましては、1目総務債1,420万円の追加、2目衛生債240万円の減額、3目農林水産業債1,910万円の追加、4目商工債910万円の減額、5目土木債1億4,600万円の減額、6目消防債1,110万円の減額、7目教育債240万円の減額、8目臨時財政対策債2億111万8,000円の減額です。

なお、工事に関する概要につきましては、別添の赤番5補正予算に関する資料により、担当から説明いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 広瀬農政林務課長。

○農政林務課長（広瀬淳次君） 営農飲雑用水整備事業の補正予算について御説明いたします。

赤番5を御覧ください。若咲内地区営農飲雑用水整備工事の位置図でございます。

配水池から①の地点、延長321メートルについて管を布設するものであります。国からの追加配当があった分を補正し、翌年度に繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩をいたします。

2時20分まで休憩とします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時18分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第18号令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の額に変更はありませんが、歳入の款項の区分ごとの金額に変更が生じるため補正をするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入について御説明をいたします。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫補助金に193万3,000円を追加し、総額を419万9,000円とするものです。

4款道支出金につきましては、1項道補助金に128万9,000円を追加し、総額を

15億5,979万5,000円とするものです。

6款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を322万2,000円減額し、総額を3億285万5,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳入を説明いたします。

3ページをお開き願います。

歳入。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減となった被保険者に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援について、国民健康保険災害等臨時特例補助金として、国が減免額の10分の6を、道の特別交付金として減免額の10分の4が見込まれることとなったため、補助金収入について補正をするものです。

3款国庫支出金1項国庫補助金2目災害等臨時特例補助金1節災害等臨時特例補助金193万3,000円の追加は、1、医療保険給付諸費分として169万9,000円、2、介護保険制度運営推進費分として23万4,000円を、4款道支出金1項道補助金1目保険給付費等交付金2節特別交付金128万9,000円の追加は、1、医療保険給付諸費分として113万3,000円、2、介護保険制度運営推進費分として15万6,000円を、それぞれ補正するものです。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2節その他一般会計繰入金322万2,000円の減額は、国庫補助金及び道補助金の合計額について、同額補正をするものです。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 議案第19号令和3年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和3年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,470万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億2,383万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に422万9,000円を追加し、総額を5億5,901万9,000円とするものです。

5款支払基金交付金につきましては、1項支払基金交付金に1,314万8,000円を追加し、総額を5億7,124万4,000円とするものです。

6款道支出金につきましては、1項道負担金に518万4,000円を追加し、総額を3億2,076万3,000円とするものです。

7款財産収入につきましては、1項財産運用収入に3,000円を追加し、総額を1万4,000円とするものです。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金を48万8,000円減額、2項基金繰入金を2,093万円減額し、総額を3億3,798万2,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に3,356万円を追加し、総額を4,144万3,000円とするものです。

これにより、歳入合計21億8,913万3,000円に3,470万6,000円を追加し、総額を22億2,383万9,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費に1,446万円を追加、2項高額介護サービス等費に550万円を追加し、総額を20億1,676万8,000円とするものです。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防・生活支援サービス事業費に100万円を追加し、総額を1億3,874万5,000円とするものです。

4款基金積立金につきましては、1項基金積立金に1,374万6,000円を追加し、総額を1,375万7,000円とするものです。

これにより、歳出合計21億8,913万3,000円に3,470万6,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の22億2,383万9,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、財源の振替です。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス等給付費1,446万円につきましては、実績見込精査に伴う追加でありまして、居宅介護等福祉用具購入費に450万円、居宅介護等住宅改修費に650万円、居宅介護サービス等計画給付費に360万円をそれぞれ追加するものです。

2項高額介護サービス等給付費1目高額介護サービス等費550万円につきましては、実績見込精査に伴う追加です。

3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費1目サービス事業費100万円につきましては、実績見込精査に伴う配食サービス事業委託料の追加です。

失礼いたしました。2款保険給付費から訂正いたします。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス等給付費1,446万円につきましては、実績見込精査に伴う追加でありまして、居宅介護等福祉用具購入費に450万円、居宅介護等住宅改修費に650万円、居宅介護サービス等計画給付費に346万円をそれぞれ追加するものです。

2項高額介護サービス等費1目高額介護サービス等費550万円につきましては、実績見込精査に伴う追加であります。

3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費1目サービス事業費100万円につきましては、実績見込精査に伴う配食サービス事業委託料の追加です。

4款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金1,374万6,000円につきましては、介護給付準備基金積立金の追加です。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

4款国庫支出金2項国庫補助金1目調整交付金12万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う減免措置に対する特別調整交付金の追加です。3目保険者機能強化推進交付金182万1,000円につきましては、実績精査に伴う追加です。4目介護保険保険者努力支援交付金192万円につきましては、実績精査に伴う追加です。6目災害等臨時特例補助金36万6,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う減免措置に対する追加です。

5款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金1,314万8,000円につきましては、令和2年度介護給付費支払基金交付金の実績精査に伴う過年度分の追加です。

6款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金518万4,000円につきましては、令和2年度介護給付費負担金の実績精査に伴う過年度分の追加です。

7款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金3,000円につきましては、基金利子の追加です。

8款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金48万8,000円の減額につきましては、実績精査に伴う減額です。2項基金繰入金1目介護給付準備基金繰入金2,093万円の減額につきましては、繰越金充当によるものです。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金3,356万円につきましては、令和2年度介護サービス等給付費の実績精査による前年度繰越金の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第20号令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,033万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,827万4,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第2表地方債補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1 款分担金及び負担金につきましては、1 項分担金を70万円減額し、総額を30万円とするものです。

2 款使用料及び手数料につきましては、2 項手数料を1万4,000円減額し、総額を312万2,000円とするものです。

3 款繰入金につきましては、1 項他会計繰入金を195万2,000円減額し、総額を1,152万1,000円とするものです。

4 款繰越金につきましては、1 項繰越金に4万2,000円を追加し、総額を4万3,000円とするものです。

5 款諸収入につきましては、1 項雑入に128万8,000円を追加し、総額を228万8,000円とするものです。

6 款町債につきましては、1 項町債を3,900万円減額し、総額を2,100万円とするものです。

これによりまして、歳入合計7,861万円から4,033万6,000円を減額し、総額を3,827万4,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

1 款個別排水処理費につきましては、1 項個別排水処理費を4,033万6,000円減額し、総額を3,356万9,000円とし、これによりまして歳出総額を7,861万円から4,033万6,000円を減額し、3,827万4,000円と改めるものです。

次に、第2表、地方債について御説明いたします。

3 ページを御覧願います。

個別排水処理施設整備事業につきましては、事業の執行精査により、限度額を6,000万円から2,100万円に変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3の歳出から説明いたします。

9 ページをお開き願います。

1 款個別排水処理費 1 項個別排水処理費 1 目一般管理費、一般管理事業7万6,000円の減額につきましては、事業の執行精査により手数料を減額するものです。

2 目個別排水処理施設整備費、個別排水処理施設整備事業4,026万円の減額につきましては、事業の執行精査により、個別排水処理施設整備工事設計業務委託料160万円、個別排水処理施設整備工事3,866万円をそれぞれ減額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

7 ページをお開き願います。

1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目排水処理費分担金70万円の減額につきまして

は、個別排水受益者分担金の減額です。

2款使用料及び手数料2項手数料1目個別排水手数料1万4,000円の減額につきましては、個別排水検査手数料の減額です。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金195万2,000円の減額につきましては、一般会計繰入金の減額です。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金4万2,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

5款諸収入1項雑入1目雑入128万8,000円につきましては、消費税及び地方消費税の確定申告に伴う雑入の追加です。

6款町債1項町債1目個別排水処理事業債3,900万円の減額につきましては、個別排水処理施設整備事業債の減額です。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 続きまして、議案第21号令和3年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第2条は、令和3年度遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款水道事業収益第1項営業収益を876万7,000円減額、第2項営業外収益を843万3,000円追加し、総額を5億6,772万8,000円とするものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用第1項営業費用を373万6,000円減額、第2項営業外費用を130万円追加し、総額を5億7,806万7,000円とするものです。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中「2億2,362万8,000円」を「2億1,869万3,000円」に、「2億1,435万8,000円」を「2億1,070万1,000円」に、「927万円」を「799万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債を670万円減額、第3項工事負担金を561万円減額、第5項固定資産売却代金を11万7,000円追加し、総額を1億5,007万円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を1,712万8,000円減額し、総額を3億6,876万3,000円とするものです。

第4条は、予算第5条の表起債の限度額の欄中「1億2,480万円」を「1億1,810万」に改めるものです。

第5条は、予算第8条に定めた職員給与費6,229万8,000円を5,856万2,000円に改めるものです。

第6条は、予算第9条中「企業債償還」の次に、「並びに新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援として、飲食店及び宿泊施設業者に対する水道料金の免除による減額分」を加え、「2,180万7,000円」を「3,024万円」に改めるものです。

次の1ページから2ページは実施計画、3ページはキャッシュ・フロー計算書、4ページから5ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお開き願います。

補正予算明細により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益1節水道料金843万3,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援として、飲食店及び宿泊施設業者に対する水道料金の免除による減額です。2目他会計負担金1節一般会計負担金33万4,000円の減額は、人事異動及び執行精査による一般会計繰入金の減額によるものです。

2項営業外収益2目他会計補助金1節一般会計補助金843万3,000円は、新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援として、飲食店及び宿泊施設業者に対する水道料金の免除による減額分の補填に係る一般会計繰入金の追加です。

支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費1節給料から6節法定福利費引当金繰入額まで合計73万9,000円の減額は、人事異動及び執行精査により人件費の予算を補正するものです。

次、7ページを御覧願います。

2目配水及び給水費3節賞与引当金繰入額から6節法定福利費引当金繰入額まで、合計3万4,000円の減額は執行精査により、人件費予算を補正するものです。3目総係費1節給料から6節法定福利費引当金繰入額まで合計296万3,000円の減額は、人事異動及び執行精査により、人件費の予算を補正するものです。

2項営業外費用2目消費税及び地方消費税1節消費税及び地方消費税130万円は、消費税及び地方消費税の確定申告時の仕入れ控除税額の減少による支払消費税の追加です。

次に、8ページを御覧願います。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入1項企業債1目企業債1節水道事業債670万円の減額につきましては、事業の執行精査による水道事業債の減額です。

3項工事負担金1目工事負担金2節配水管負担金561万円は、事業の執行精査による道道丸瀬布上渚滑線導水管移設工事補償金及び生田原安国水道管移設工事補償金の減額です。

5項固定資産売却代金1目固定資産売却代金1節固定資産売却代金11万7,000円は、現在、使用していない旧導水管管理設用地について、太陽光パネルの設置業者から当該用地を使用したい旨の申し出があり、今後も水道用地として使用する見込みがないことから、売払いをすることによる追加です。

次に、支出につきまして、1款資本的支出1項建設改良費1目拡張費17節委託料77

万円の減額、23節工事請負費829万4,000円の減額につきましては、事業の執行精査による野上橋送水管布設替実施設計業務委託、道道丸瀬布上渚滑線導水管移設工事の減額です。2目配水管布設費23節工事請負費806万4,000円の減額につきましては、事業の執行精査による水道管布設工事及び水道管布設替工事の減額です。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号令和3年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第2条は、令和3年度遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款下水道事業収益第1項営業収益を475万6,000円減額、第2項営業外収益を41万3,000円追加し、総額を9億7,602万7,000円とするものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用を1,156万5,000円減額し、総額を9億5,383万8,000円とするものです。

第3条は、予算第4条本文括弧書中「3億8,497万2,000円」を「3億8,094万1,000円」に、「2億5,188万5,000円」を「2億5,628万5,000円」に、「1億1,200万3,000円」を「2,312万2,000円、減債積立金8,000万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債を1,590万円減額、第2項国庫補助金を1,166万9,000円減額し、総額を2億7,749万5,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を3,205万円減額し、総額を6億5,798万6,000円とするものです。

第4条は、予算第5条の継続費の表中、総額「8,900万円」を「8,699万2,000円」に、令和3年度の年割額「3,600万円」を「3,599万2,000円」に、令和2年度の年割額「5,300万円」を「5,100万円」に改めるものです。

第5条は、予算第7条の表起債の限度額の欄中「1億3,320万円」を「1億1,730万円」に改めるものです。

第6条は、予算第9条に定めた職員給与費「5,892万6,000円」を「5,114万1,000円」に改めるものです。

第7条は、予算第10条中「汚水処理費等」の次に「並びに新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援として、飲食店及び宿泊施設業者に対する下水道使用料の免除による減額分」を加え、「3億5,199万3,000円」を「3億5,674万9,000円」に改めるものです。

第8条は、予算第11条に定めた減債積立金「1億1,200万3,000円」を「2,312万2,000円」に改めるものです。

次の1ページから2ページは実施計画、3ページは継続費に関する調書、4ページはキャッシュ・フロー計算書、5ページから6ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、7ページをお開き願います。

補正予算明細により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入、1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料1節下水道使用料475万6,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援として、飲食店及び宿泊施設業者に対する下水道使用料の免除による減額です。

2項営業外収益2目他会計補助金1節一般会計補助金475万6,000円は、新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援として、飲食店及び宿泊施設業者に対する下水道使用料の免除による減額分の補填に係る一般会計繰入金の追加です。

3目国庫補助金1節国庫補助金434万3,000円の減額につきましては、遠軽下水処理センター機器調査業務委託ほか事業執行精査による社会資本整備総合交付金の減額です。

支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費1節給料から6節法定福利費引当金繰入額まで、合計799万9,000円の減額は、人事異動及び執行精査により人件費の予算を補正するものです。

次に、8ページを御覧願います。

2目処理場費3節賞与引当金繰入額2万2,000円の減額、5節法定福利費6万5,000円の減額、6節法定福利費引当金繰入額2,000円の減額は、執行精査により人件費の予算を補正するものです。17節委託料800万円の減額は、事業執行精査による遠軽下水処理センター機器調査業務委託ほかの減額です。

3目総係費2節手当から6節法定福利費引当金繰入額まで、合計12万3,000円の追加は、執行精査により人件費の予算を補正するものです。

4目減価償却費1節有形固定資産減価償却費440万円は、事業の執行精査により有形固定資産減価償却費を追加するものです。

次に、9ページを御覧願います。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入1項企業債1目企業債1節下水道事業債1,590万円の減額につきましては、事業の執行精査による下水道事業債の減額です。

2項国庫補助金1目国庫補助金1節国庫補助金1,166万9,000円の減額は、公共下水道管渠工事、遠軽下水処理センター電気設備更新工事等事業の執行精査による社会資本整備総合交付金の減額です。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目管渠整備費17節委託料91万3,000円の減額につきましては、事業の執行精査による公共下水道管渠実施設計調査業務委託並びに単価策定業務委託ほか減額、23節工事請負費2,553万3,000円

の減額につきましては、事業の執行精査による公共下水道管渠工事、南町ポンプ場自家発電設備更新工事ほかの減額、27節補償金133万5,000円の減額につきましては、事業の執行精査による支障物件移設補償金の減額です。

2目処理場整備費17節委託料426万9,000円の減額につきましては、事業の執行精査による遠軽下水処理センター実施設計業務委託、単価策定業務委託の減額です。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました議案6件の質疑を行います。

質疑は上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第17号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款議会費、16ページ、17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 2款総務費、18ページから25ページ。

7番山本議員。

○7番（山本 悟君） 22ページ、2款3項1目の12節委託料、戸籍・住民基本台帳管理事業で、住民基本台帳システム改修業務委託料ということで、さっきは説明の中でマイナンバーの関係が出るということでお話聞きました。

それで、マイナンバーの中身についてお聞きしたいのです。歳入の説明の中で、10ページ、11ページ、15款2項1目1節の中に、社会保障・税番号システムというふうに入っていますので、それとこの戸籍のシステムが関係しているのかどうか。そして、マイナンバーがどのような形で、今後、発行されるのかお聞きしたいのです。

○議長（杉本信一君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） まず、一般会計補正予算のこちらの206万8,000円の部分につきましては、先ほど財政課長の御説明ありましたがけれども、システムの改修業務委託というのが、実際の委託の内容のものでございます。これにつきましては、国のほうからマイナンバーカードを持っている人についての転入・転出の手続をするためのワンストップ化ということで、これが目的のものでございます。これについて、歳入で説明しました10分の10の補助事業ということですので、先ほど説明しました社会保障の税番号システムの整備費、補助金という形でもって補助事業の歳入分として国からあてがわれるというものでございます。

これにつきましては、マイナンバーカード自体が、現在、総務省の推奨しているものでありまして、それぞれ個人がそういったものを利便性を高めるということで、昨年末に国のほうの国家予算として、これに関わる補助事業ということで国のほうの予算が取れましたので、これについて住民側の窓口のほうで転入の際に、具体的には転入の際に基本的

にはペーパー的なもので手続をするのですが、マイナンバーカードを所有している方については、そのカードを持ってきていただくことによって、先にそういった情報を転出先から転入先のほうで、送信という形でなくてデータが先に、そちらのほうに情報が伝えられることになっています。

それによって、転入する方が、転入先の窓口に行ったときに、その情報を先に職員のほうは分かっていますので、それによってスピード化を図ると、そういったことでのシステムの改修の中身となっております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 7番山本議員。

○7番（山本 悟君） 住民票の移動の関係で、そのシステムが使われるということですね、分かりました。

今まで発行されているマイナンバーカードがそのまま利用できるのか、それとも再発行するのか、お聞きしたいのです。

○議長（杉本信一君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） マイナンバーカード自体は、1回交付されればそのまま有効ですので、10年といった期限はありますけれども、それ以外、例えば転入・転出する際にはデータの上書きというのを併せて、住民が窓口のほうで上書きをすることになっていますので、期間内については有効に使えることになっております。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 3款民生費、26ページから29ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 4款衛生費、30ページから33ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 6款農林水産業費、34ページから37ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 7款商工費、38ページ、39ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 8款土木費、40ページから49ページ。

5番渡部議員。

○5番（渡部正騎君） 41ページ、8款2項2目道路橋梁維持費の中の除排雪事業について御質問させていただきます。

先ほどの説明だと、国庫支出金、支給されませんのでトラックの購入を取りやめたということでしたけれども、具体的に国庫支出金、支給されなくなった理由についてお伺いさせていただきます。

○議長（杉本信一君） 井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 支給されなかった理由ですけれども、国の補助金の配当された数が少なかったもので、購入できなかったということでございます。

○議長（杉本信一君） 5番渡部議員。

○5番（渡部正騎君） 配当が少なかったということで、購入を取りやめたということだったと思うのですけれども、当初予算確認しますと、このトラックが除雪専用のトラック、遠軽地区に本来支給されるものだったというふうに伺ってしまして、この財源が、間違っていたら訂正お願いしたいのですけれども、社会資本整備総合交付金、補助率3分の2のもので、本来支給されるものだったというふうに理解しているのですけれども、こちら除雪専用トラック購入できなかったということで、これがないことによって代わりの手段、除雪のトラック、代替の手段が必要になってくると思うのですけれども、その点について令和4年度の予算書を見ても、この購入についての除排雪事業、令和4年度確認しましたところ、のってきてなかったように見えたのですよね。なのでどのような代替案を考えているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（杉本信一君） 井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 令和4年度につきましては、予算の要求しておりませんけれども、これにつきましてはもともと予算つきにくいという、交付金がつきにくいということもありまして、来年度につきましては、委託業務の中で対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 9款消防費、50ページ、51ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 10款教育費、52ページから63ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 12款公債費、64ページ、65ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

2款地方譲与税、10ページ、11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、10ページ、11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 10款地方特例交付金、10ページ、11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（杉本信一君） 11 款地方交付税、10 ページ、11 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 14 款使用料及び手数料、10 ページ、11 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 15 款国庫支出金、10 ページから13 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 16 款道支出金、12 ページ、13 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 17 款財産収入、12 ページ、13 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 18 款寄附金、12 ページ、13 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 19 款繰入金、12 ページ、13 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 20 款繰越金、12 ページ、13 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 21 款諸収入、12 ページ、13 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 22 款町債、12 ページから15 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 次に、第2表繰越明許費補正、3 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 次に、第3表債務負担行為補正、4 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 次に、第4表地方債補正、5 ページ、6 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。
これをもって、議案第17号の質疑を終わります。
次に、議案第18号令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。
質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入より各款ごとに行います。
3 款国庫支出金、3 ページ、4 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 4 款道支出金、3 ページ、4 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 6 款繰入金、3 ページ、4 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 18 号の質疑を終わります。

次に、議案第 19 号令和 3 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の質疑を行います。

質疑は、第 1 表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

1 款総務費、8 ページ、9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 2 款保険給付費、10 ページから 13 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 3 款地域支援事業、14 ページ、15 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 4 款基金積立金、16 ページ、17 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

4 款国庫支出金、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 5 款支払基金交付金、6 ページ、7 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 6 款道支出金、6 ページ、7 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 7 款財産収入、6 ページ、7 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 8 款繰入金、6 ページ、7 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 9 款繰越金、6 ページ、7 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 19 号の質疑を終わります。

次に、議案第 20 号令和 3 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。

質疑は、第 1 表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

1 款個別排水処理費、9 ページ、10 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、2、歳入に入ります。

1 款分担金及び負担金、7 ページ、8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 2 款使用料及び手数料、7 ページ、8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 3 款繰入金、7 ページ、8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 4 款繰越金、7 ページ、8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 5 款諸収入、7 ページ、8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 6 款町債、7 ページ、8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、第2表地方債補正、3 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号令和3年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6 ページ、7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 資本的収入及び支出、8 ページ。

阿部議員。

○4番(阿部君枝君) ちょっとお聞かせいただきたいのですが、収入の部分の1節のところの固定資産売却代金となっているのですけれども、この面積というか、どのぐらいあったのでしょうか。

○議長(杉本信一君) 大川水道課長。

○水道課長(大川寿雄君) ただいまの御質問ですが、場所が西町2丁目の6番134ということで、昔、西町に浄水場があったところの導水管ということで、面積が44.60平方メートルとなっています。

○議長(杉本信一君) 阿部議員。

○4番(阿部君枝君) これだけの面積というのは、隣接したところに売却したということによろしいですか。

○議長（杉本信一君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） そのとおりでございます。

○議長（杉本信一君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号令和3年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 資本的収入及び支出、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第22号の質疑を終わります。

以上で、議案6件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案6件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第17号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和3年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和3年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和3年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

15時20分まで休憩します。

午後 3時11分 休憩

午後 3時18分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

◎日程第27 議案第23号から日程第33 議案第29号

○議長（杉本信一君） 日程第27 議案第23号令和4年度遠軽町一般会計予算、日程第28 議案第24号令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第29 議案第25号令和4年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第30 議案第26号令和4年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第31 議案第27号令和4年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算、日程第32 議案第28号令和4年度遠軽町水道事業会計予算、日程第33 議案第29号令和4年度遠軽町下水道事業会計予算、以上、議案7件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第23号令和4年度遠軽町一般会計予算について説明いたします。

令和4年度遠軽町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億円とするものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により説明いたします。

継続費は、「第2表継続費」により説明いたします。

債務負担行為は、「第3表債務負担行為」により説明いたします。

地方債は、「第4表地方債」により説明いたします。

一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による借入れの最高額を25億円とするものです。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税10億279万3,000円、2項固定資産税7億7,713万7,000円、3項軽自動車税5,657万円、4項たばこ税1億4,742万円、5項入湯税219万1,000円、6項都市計画税9,439万2,000円を合わせ、総額を20億8,050万3,000円とするものです。

2款地方譲与税につきましては、1項地方揮発油譲与税3,900万円、2項自動車重量譲与税1億3,000万円、3項森林環境譲与税5,900万円を合わせ、総額を2億2,800万円とするものです。

3款利子割交付金につきましては、130万円とするものです。1項同額です。

4款配当割交付金につきましては、530万円とするものです。1項同額です。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、710万円とするものです。1項同額です。

6款法人事業税交付金につきましては、2,700万円とするものです。1項同額です。

7款地方消費税交付金につきましては、4億7,000万円とするものです。1項同額です。

8款環境性能割交付金につきましては、1,840万円とするものです。1項同額です。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、400万円とするものです。1項同額です。

10款地方特例交付金につきましては、980万円とするものです。1項同額です。

11款地方交付税につきましては、69億1,700万円とするものです。1項同額です。

12款交通安全対策特別交付金につきましては、200万円とするものです。1項同額

です。

13款分担金及び負担金につきましては、1項分担金171万3,000円、2項負担金4,977万円を合わせ、総額を5,148万3,000円とするものです。

14款使用料及び手数料につきましては、1項使用料3億2,964万3,000円、2項手数料4,674万3,000円を合わせ、総額を3億7,638万6,000円とするものです。

15款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金6億2,097万9,000円、2項国庫補助金5億3,237万6,000円、3項委託金2,310万8,000円を合わせ、総額を11億7,646万3,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、1項道負担金4億2,921万9,000円、2項道補助金9億1,079万2,000円、3項委託金4,249万4,000円を合わせ、総額を13億8,250万5,000円とするものです。

17款財産収入につきましては、1項財産運用収入6,493万円、2項財産売払収入1,955万8,000円を合わせ、総額を8,448万8,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1億1,600万2,000円とするものです。1項同額です。

19款繰入金につきましては、10億975万3,000円とするものです。1項同額です。

20款繰越金につきましては、2億円とするものです。1項同額です。

21款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料60万2,000円、2項町預金利子5万円、3項貸付金元利収入1,976万1,000円、4項受託事業収入1,080万5,000円、5項雑入1億3,889万9,000円を合わせ、総額を1億7,011万7,000円とするものです。

22款町債につきましては、25億6,240万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳入合計を169億円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

1款議会費につきましては、8,420万7,000円とするものです。1項同額です。

2款総務費につきましては、1項総務管理費30億1,669万4,000円、2項徴税費3,553万5,000円、3項戸籍住民基本台帳費2,253万5,000円、4項選挙費2,902万円、5項統計調査費39万円、6項監査委員費195万1,000円を合わせ、総額を31億612万5,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費24億5,311万2,000円、2項児童福祉費7億4,343万7,000円を合わせ、総額を31億9,654万9,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費7億3,617万2,000円、2項清掃費7億8,675万1,000円を合わせ、総額を15億2,292万3,000円とするもの

です。

5款労働費につきましては、2,247万5,000円とするものです。1項同額です。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費14億4,249万3,000円、2項林業費1億8,764万4,000円を合わせ、総額を16億3,013万7,000円とするものです。

7款商工費につきましては、8億7,471万7,000円とするものです。1項同額です。

8款土木費につきましては、1項土木管理費632万1,000円、2項道路橋梁費10億2,391万5,000円、3項河川費1,817万3,000円、4項都市計画費5,141万9,000円、5項下水道費4億5,037万4,000円、6項住宅費3億5,310万6,000円を合わせ、総額を19億330万8,000円とするものです。

9款消防費につきましては、6億3,590万7,000円とするものです。1項同額です。

10款教育費につきましては、1項教育総務費1億7,422万6,000円、2項小学校費3億8,805万1,000円、3項中学校費1億4,484万3,000円、4項学校給食費2億612万3,000円、5項社会教育費2億8,664万6,000円、6項保健体育費2億4,843万9,000円を合わせ、総額を14億4,832万8,000円とするものです。

11款災害復旧費につきましては、1,210万円とするものです。1項同額です。

12款公債費につきましては、24億5,322万4,000円とするものです。1項同額です。

13款予備費につきましては、1,000万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳出合計を169億円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、第2表、継続費について説明いたします。

継続費につきましては、2款総務費1項総務管理費、子ども広場整備事業、総額を3億6,859万7,000円、年割額を令和4年度3,400万円、令和5年度3億3,459万7,000円。公共駐車場等整備事業、総額を2億9,869万5,000円、年割額を令和4年度1億6,200万円、令和5年度1億3,669万5,000円とするものです。

次に、第3表、債務負担行為について説明いたします。

債務負担行為につきましては、知事及び道議会議員選挙ポスター掲示場設置・撤去工事について、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を950万円とするものです。

次に、第4表、地方債について説明いたします。

地方債につきましては、芸術文化交流プラザ整備事業から臨時財政対策債まで、限度額の総額を25億6,240万円、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ記載のとおりとするものです。

主要な工事の概要につきましては、赤番9、工事関係説明資料により担当から説明いたします。その他の事業につきましては、赤番8、予算概要説明書を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 今井企画課長。

○企画課長（今井昌幸君） 赤番9、1ページを御覧ください。

地域拠点施設整備事業の位置図であります。芸術文化交流プラザの建築工事につきましては、2月末をもって完了いたしました。令和4年度においては駐車場などの外構工事のほか、都市再生整備計画事業に係る工事を進めるものであります。

凡例の番号①から⑥については、配置図で説明をいたします。⑦の公共施設案内看板整備工事は、芸術文化交流プラザの開館及び福祉センター、高齢者センターの廃止に伴いまして、大通りに設置されている既存の案内看板3か所の内容更新を行うものでございます。

2ページを御覧ください。

芸術文化交流プラザ外構等整備工事につきましては、駐車場の雨水排水設備工のほかインターロッキングブロックなどの園路広場整備工、点字ブロックによる誘導用ブロック工、駐車場のサイン工などを行うものでございます。

3ページを御覧ください。

芸術文化交流プラザ舗装整備工事につきましては、太枠内における駐車場などの舗装工事を行うものでございます。

4ページを御覧ください。

岩見通舗装新設工事につきましては、太枠内における最終的な道路舗装工事を行うものでございます。

5ページを御覧ください。

公共駐車場等整備工事は、令和4年、5年の継続費によりまして、福祉センターの解体工事を行うものでございます。

6ページを御覧ください。

子ども広場整備工事は、令和4年、5年の継続費により、旧ふぁーらいとを改修し、室内遊戯施設として整備するものであり、令和5年度中のオープンを予定しております。

7ページを御覧ください。

まちなかイルミネーション整備工事は、歴史的建造物である遠軽教会をライトアップするため、電気設備工事や投光器を設置するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 8ページを御覧ください。

交通安全施設管理事業、遠軽地域生活安全灯改修工事について御説明いたします。

この位置図は、遠軽地域において改修を予定している17基の改修場所を示しております。

す。生活安全灯の改修につきましては、水銀灯からLED灯に改修することにより、省エネルギーの推進や維持費の削減に加え、交通安全の推進及びマイマイガ等の害虫等が寄りつきづらくなるものであることから、平成25年度より整備を進めているところであります。また、一般照明の水銀灯は、既に製造終了となっており、故障した場合の修理ができなくなることから、優先的にLEDへの改修を進める考えであり、令和4年度につきましては、岩見通北3丁目から9丁目の17基、17灯をLED灯に改修するものであります。

続きまして、9ページをお開き願います。

同じく交通安全施設管理事業、丸瀬布地域生活安全灯改修工事につきまして御説明いたします。

この位置図は、丸瀬布地域においては改修を予定している23基の改修場所を示しております。国道333号沿いに69灯の水銀灯及びナトリウム灯があり、個別に修繕対応しておりましたが、使用しているタイプが生産終了していることから、令和3年度により3か年計画でLED灯に改修する整備を進めるもので、令和4年度につきましては丸瀬布中町・西町・元町の国道333号沿い23基、46灯をLED灯に改修するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 広瀬農政林務課長。

○農政林務課長（広瀬淳次君） それでは、若咲内地区営農飲雑用水整備工事につきまして御説明をいたします。

10ページを御覧ください。

本工事の位置図でございます。本事業は、令和2年度設計、3年度から4年度までの計画で、若咲内地区におきまして実施するものでございます。工事2年目、令和4年度の事業といたしまして、図の①の区間3,102メートルに水道管を布設するとともに、②の地点に設置した配水池の機械・配管・計装類を整備するものであります。

次に、白滝北支湧別地区営農飲雑用水整備工事につきまして御説明いたします。

11ページを御覧ください。

本工事の位置図でございます。本事業は、令和3年度設計、4年度から5年度までの計画で、白滝北支湧別地区におきまして実施するものでございます。工事初年度の令和4年度の事業といたしまして、図の①の区間580メートルに水道管を布設するとともに、②の地点に水道管増圧ポンプの設置工事を行うものでございます。

続きまして、公共施設等環境改善工事及びやまびこ改修工事につきまして御説明いたします。

12ページを御覧ください。

本工事の平面図でございます。本事業は、令和4年度にやまびこにおいて実施するものでございます。新型コロナウイルス感染症対策事業の公共施設等環境改善工事として、①

浴場の洗い場仕切り設置と②洗浄便座を設置するとともに、もう一方、やまびこ改修工事といたしまして、③重油ボイラー更新、④給湯給水管改修、シャワーつき混合栓更新、⑤ユニットシャワー設置、⑥サウナ内装張り替えなどを行うものでございます。

12ページまで、以上でございます。

○議長（杉本信一君） 長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） 続きまして、7款商工費に係る工事について御説明申し上げます。

13ページをお開き願います。

道の駅遠軽森のオホーツク管理事業、ロックバレースキー場貯水槽改修工事の位置図であります。図面番号1、山頂へ向かうペアリフト乗り場の付近となります。

続いて、14ページ、お開き願います。

こちらは同じく貯水槽改修工事の平面図となっております。図面番号1は貯水槽改修工事一式、既存の貯水槽の老朽化による漏水を防ぐ改修及びフェンスの改修を行うものであります。

続きまして、15ページをお開き願います。

ノースキング管理事業、生田原コミュニティセンター木質バイオマスボイラー棟建設工事の配置図であります。図面番号1番はバイオマスボイラーの設置箇所、番号の2番はバイオマスボイラー設置に伴う受電キュービクル設備の改修位置となっております。

続いて、16ページをお開き願います。

いこいの森管理事業、いこいの森キャンプ場環境整備工事の平面図で、図面番号1番は第1フリーサイト、番号の2番は第1オートサイト、番号の3番は第2フリーサイトで、全体の合計としまして伐採が263本、芯止めが188本となります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 続きまして、建設課所管に係る工事概要について御説明いたします。

17ページを御覧ください。

遠軽地域の道路橋梁維持事業の位置図でございます。

図面番号1の豊里若松間道路清川大橋橋梁長寿命化工事は、湧別川に掛かる橋長248メートル、幅員7.0メートルの高いアーチ橋とPC橋で、1989年に架設され、経過年33年の橋梁であります。破損した支承の取替えを実施するものです。図面番号2の東町37号道路のり面補修工事は、大雨時や融雪時に表流水及び浸透水によりのり面が崩れ落ちる状況が続いているため、排水機能を充実させ、のり面補修を実施するものです。

18ページは、生田原地域の道路橋梁維持事業の位置図でございます。

図面番号1の生田原八重線、豊岡橋長寿命化工事は、生田原川に掛かる橋長48.3メートル、幅員6.0メートルの鋼橋で、1977年に架設され、経過年45年の橋梁で

あります。現況は床版のひび割れ、鉄筋露出、下部工の洗掘などがあり、道路橋の機能に支障が生じる可能性があることから、支承部の補修、地覆の断面修復、床版の断面修復、防護柵及び護岸の補修などを実施するものです。

図面番号2の生田原八重線、秦野橋長寿命化工事は、生田原川に掛かる橋長10.4メートル、幅員4.0メートルのI型鋼橋で、1970年に架設され、経過年52年の橋梁であります。現況は、上部工の主桁の腐食、床版のひび割れ、鉄筋露出などや支承部の腐食が進み、機能障害のおそれがあり、道路橋の機能に支障が生じる可能性があることから、主桁及び支承部の塗装、床版の断面修復、舗装などの補修を実施するもの

19ページは、遠軽地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号1の南町4丁目1号通道路改良・舗装工事は、未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しく、補修では対応できないことから、今年度に続き改良・舗装を実施するものです。

図面番号2の東1線裏通道路改良・舗装工事は、未改良道路の砂利等であり、凍上による路面の損傷や土ぼこり、飛び石や水はね等が著しいことから、改良・舗装を実施するものです。

図面番号3の宮前1条通道路改良・舗装工事は、未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しく、補修では対応できないことから、改良・舗装を実施するものです。

図面番号4の学田1丁目6号通道路改良・舗装工事は、未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しく、補修では対応できないことから、改良・舗装を実施するものです。

次、20ページは、白滝地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号1の北支湧別川沿線舗装新設工事は、平成28年度の大雨災害に伴い、湯の沢橋が流され、行き止まりとなったことから、総延長298メートルの新設改良を実施するもので、令和4年度の舗装新設工事で事業完了となります。

21ページは、生田原地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号1の安国源線道路改良・舗装工事は、一部未改良で、凍上による路面の損傷や水たまり等があり、町道安国学園線から国道242号までの区間は、歩道が未整備であることから、遠軽北見道路の整備に併せて実施するものです。令和4年度については、町道安国学園線交差点から踏切までの改良・舗装を実施するものです。

続きまして、22ページは、遠軽地域の河川管理事業の位置図でございます。

図面番号1のトーウンナイ川河川維持工事は、平成24年度からの継続事業であり、上流から土砂が流入し、河川断面を閉塞していることから、大雨時の周辺への冠水を防止するため、伐木・土砂撤去工を実施するものです。令和3年度からは2順目の維持工事となりまして、大方、通水断面が確保できることから、令和4年度で1度終了し、閉塞状況を見ながら再開したいと考えております。

○議長（杉本信一君） 長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） 続きまして、公園緑地管理事業に係る工事について御説明申し上げます。

23ページをお開き願います。

公園緑地遊具設置工事の位置図となります。

図面番号1は西町3丁目、末広公園で、ブランコ1基及び安全柵1基の更新。

番号2は、南町1丁目、東海林公園、シーソー1基の更新。

番号3は、豊里のライラック公園で、滑り台1基の更新。

番号4は、東町3丁目、グリーンパーク緑地1、滑り台1基の更新となります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 続きまして、24ページを御覧願います。

白滝地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号1のあけぼの団地公営住宅解体工事は、簡易耐火構造平屋建1棟4戸を、老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

25ページは、遠軽地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号1の末広団地公営住宅長寿命化改修工事は、遠軽町町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した町営住宅の長寿命化改修工事を行うもので、平成2年度建設、簡易耐火構造2階建て1棟4戸の外壁及び屋根の塗装、換気フードなどの外部改修を実施するものです。

図面番号2の学田団地公営住宅解体工事は、簡易耐火構造平屋建て2棟8戸を老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

26ページは、丸瀬布地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号1のやまなみ団地公営住宅建設工事は、遠軽町町営住宅長寿命化計画に基づき、用途廃止を予定している各団地の集約化を図るため、木造平屋建て1棟4戸の建設及び外構整備を実施するものです。

1枚めぐりまして、27ページが配置図、28ページが平面図、29ページが立面図でございます。

30ページは、生田原地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号1、2の北区団地公営住宅建設工事は、遠軽町町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した町営住宅の現地での建て替えを行うもので、木造平屋建て2棟4戸及び外構整備を実施するものです。

図面番号3の北区団地公営住宅解体工事は、簡易耐火構造平屋建て2棟8戸を老朽化が著しいことから、建て替えに伴い解体撤去するものです。

1枚めぐりまして、31ページが配置図、32ページが平面図、33ページが立面図でございます。

以上で、建設課所管の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 村上総務課長。

○総務課長（村上裕和君） 続きまして、34ページを御覧願います。

小学校の建設事業に係る位置図でございます。

次のページを御覧願います。

東小学校長寿命化改修工事について説明いたします。35ページから37ページまでが、東小学校の1階から3階までの平面図でございます。令和4年度の工事については、35ページの中央付近に実線囲い部分に記載しておりますが、外部工事として旧校舎棟の解体、倉庫の新設、キュービクルの新設、浄化槽フェンスの撤去及び蓋塞ぎ、内部工事としてボイラー室に特別活動室用の物置に改修、1階から3階の各教室に内窓設置、児童用玄関に図書室を新設、2階パソコン室の内装改修、1階から3階の男子便所の小便器更新、調理室の空調設備の更新を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第24号令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億1,482万2,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明をいたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めるものです。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算、歳入から御説明をいたします。

1款国民健康保険税につきましては、3億1,390万4,000円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

3款国庫支出金につきましては、133万1,000円とするものです。1項同額です。

4款道支出金につきましては、15億1,301万3,000円とするものです。1項同額です。

5款財産収入につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

6款繰入金につきましては、2億8,616万1,000円とするものです。1項同額です。

7款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

8款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料30万4,000円、2項受

託事業収入1,000円、3項雑入6,000円、総額を31万1,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を21億1,482万2,000円とするものです。

次に、歳出について御説明をいたしますので、2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費3,642万7,000円、2項徴税费160万1,000円、3項運営協議会費25万6,000円、4項特別対策事業費1,399万4,000円、総額を5,227万8,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、14億6,555万1,000円とするものです。1項同額です。

3款国民健康保険事業事業費納付金につきましては、1項医療給付費分4億1,450万7,000円、2項後期高齢者支援金等分1億2,049万2,000円、3項介護納付金等分3,548万4,000円、総額を5億7,048万3,000円とするものです。

4款財政安定化基金拠出金につきましては、2,000円とするものです。1項同額です。

5款保健事業費につきましては、1項保健事業費325万4,000円、2項特定健康診査等事業費2,010万2,000円、総額を2,335万6,000円とするものです。

6款公債費につきましては、2万5,000円とするものです。1項同額です。

7款諸支出金につきましては、302万7,000円とするものです。1項同額です。

8款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を21億1,482万2,000円とするものです。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番8、令和4年度遠軽町予算に関する資料予算概要説明書、303ページから305ページまでを資料添付しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第25号令和4年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

令和4年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億6,222万6,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明をいたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、2億5,076万2,000円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、2万円とするものです。1項同額です。

3款広域連合交付金につきましては、142万6,000円とするものです。1項同額

です。

4款繰入金につきましては、1億1,001万1,000円とするものです。1項同額です。

5款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

6款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項償還金及び還付加算金2,000円、3項雑入2,000円、総額を6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を3億6,222万6,000円とするものです。

次に、歳出につきまして御説明をいたしますので、2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費317万8,000円、2項徴収費21万4,000円、総額を339万2,000円とするものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3億5,840万9,000円とするものです。1項同額です。

3款諸支出金につきましては、32万5,000円とするものです。1項同額です。

4款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を3億6,222万6,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番8、令和4年度遠軽町予算に関する資料予算概要説明書、306ページに資料を添付しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 議案第26号令和4年度遠軽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

令和4年度遠軽町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,676万3,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用とするものです。

次のページをお開き願います。

予算書の1ページ、第1表、歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

1款介護保険料につきましては、3億8,019万8,000円とするものです。1項同額です。

2款分担金及び負担金につきましては、868万1,000円とするものです。1項同額です。

3款使用料及び手数料につきましては、395万6,000円とするものです。1項同額です。

4款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金3億5,304万4,000円、2項国庫補助金1億9,685万円を合わせ、総額を5億4,989万4,000円とするものです。

5款支払基金交付金につきましては、5億5,780万8,000円とするものです。1項同額です。

6款道支出金につきましては、1項道負担金2億9,510万2,000円、2項道補助金1,962万7,000円を合わせ、総額を3億1,472万9,000円とするものです。

7款財産収入につきましては、1万4,000円とするものです。1項同額です。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金3億3,601万6,000円、2項基金繰入金2,546万2,000円を合わせ、総額を3億6,147万8,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

10款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項雑入3,000円を合わせ、総額を4,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を21億7,676万3,000円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費1,601万5,000円、2項徴収費63万3,000円、3項介護認定諸費2,593万3,000円を合わせ、総額を4,258万1,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費18億7,493万6,000円、2項高額介護サービス等費4,569万9,000円、3項高額医療合算介護サービス等費609万8,000円、4項特定入所者介護サービス等費6,600万円、5項その他諸費157万1,000円を合わせ、総額を19億9,430万4,000円とするものです。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防・生活支援サービス事業費6,229万円、2項一般介護予防事業費1,072万1,000円、3項包括的支援・任意事業費6,593万円、4項その他諸費20万円を合わせ、総額を1億3,914万1,000円とするものです。

4款基金積立金につきましては、1万4,000円とするものです。1項同額です。

5款公債費につきましては、1万3,000円とするものです。1項同額です。

6款諸支出金につきましては、61万円とするものです。1項同額です。

7款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳出合計を21億7,676万3,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

なお、事業の内容につきましては、赤番8、令和4年度遠軽町予算に関する資料予算概要説明書、307ページを御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第27号令和4年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算について御説明いたします。

令和4年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,140万9,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

地方債につきましては、「第2表地方債」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、100万円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、1項使用料341万4,000円、2項手数料2万1,000円、総額を343万5,000円とするものです。

3款繰入金につきましては、1,697万3,000円とするものです。1項同額です。

4款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

5款諸収入につきましては、100万円とするものです。1項同額です。

6款町債につきましては、5,900万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計を8,140万9,000円とするものです。

次に、歳出について御説明をいたしますので、2ページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、7,469万1,000円とするものです。1項同額です。

2款公債費につきましては、666万8,000円とするものです。1項同額です。

3款予備費につきましては、5万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を8,140万9,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、3ページの第2表、地方債について御説明いたします。

地方債につきましては、個別排水処理施設整備事業の限度額を5,900万円、起債の

方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとするものです。

なお、予算の詳細につきましては、赤番8、令和4年度遠軽町予算に関する資料予算概要説明書、309ページを御参照願います。

以上で議案第27号の説明を終わります。

続きまして、議案第28号令和4年度遠軽町水道事業会計予算について御説明いたします。

赤番7、遠軽町企業会計予算書の1ページをお開き願います。

令和4年度遠軽町水道事業会計予算の第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数を9,036戸、年間給水量を171万468立方メートル、1日平均給水量を4,686立方メートル、主要な建設改良工事を水道管布設替工事とするものです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第1款水道事業収益は第1項営業収益5億212万6,000円、第2項営業外収益1億1,407万6,000円を合わせ、総額を6億1,620万2,000円とするものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、すみません。支出につきまして、第1款水道事業費用は第1項営業費用6億779万8,000円、第2項営業外費用2,721万8,000円、第3項予備費200万円を合わせ、総額を6億3,701万6,000円とするものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第1款資本的収入は第1項企業債1億1,480万円、第2項他会計補助金2,966万2,000円、第3項工事負担金500万円、第4項分担金10万円を合わせ、総額を1億4,956万2,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出は、第1項建設改良費2億3,731万8,000円、第2項企業債償還金1億7,180万8,000円を合わせ、総額を4億912万6,000円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億5,956万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金ほか記載の財源で補填するものです。

第5条、企業債につきましては、次のページをお開き願います。上水道整備事業の限度額を1億1,480万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとするものです。

第6条、一時借入金につきましては、3億円を限度額と定めるものです。

第7条から第10条まで、説明は省略させていただきます。

次に、主な事業について御説明いたします。

赤番9、令和4年度遠軽町予算に関する資料の工事関係説明資料、38ページをお開き願います。

水道事業の工事位置図です。

図面番号1、次亜塩素素注入設備更新工事は、清川浄水場の平成7年度に設置した前次亜

注入設備を更新するものです。

番号2、消石灰注入設備更新工事は、清川浄水場の昭和48年度に設置した2号消石灰注入設備1台を更新するものです。

番号3、ろ過水濁度計更新工事は、清川浄水場の平成10年度に設置したレーザー式濁度計1台を更新するものです。

番号4、豊里配水場配水流量計更新工事は、昭和58年度に設置した口径150ミリの電磁流量計1台を更新するものです。

番号5、豊里42号道路水道管布設替工事は、下水道工事に併せ配水管を150メートル布設替えするものです。

番号6、南町4丁目1号通水道管布設替工事は、道路改良工事に併せ配水管を150メートル布設替えするものです。

番号7、東1線裏通水道管布設工事は、道路改良工事に併せ配水管を120メートル布設するものです。

番号8、岩見通水道管布設替工事は、都市再生事業により行われる岩見通の歩道改良工事に先行し、配水管を180メートル布設替えするものです。

番号9、宮前1条通水道管布設替工事は、道路改良工事に併せ、配水管を160メートル布設替えするものです。

番号10、北4丁目1条通水道管布設替工事は、水道管漏水修繕時に冬期施工したため、縁切りとしていた配水管を再ループ化するため、10メートル布設替えするものです。

番号11、留岡配水場配水流量計更新工事は、昭和62年度に設置した口径50ミリの電磁流量計1台を更新するものです。

次に、39ページをお開き願います。

番号1で説明した次亜塩素注入設備更新工事及び番号2で説明した消石灰注入設備更新工事の施工箇所です。それぞれ丸で囲んだ箇所にある設備を更新します。

次に、40ページを御覧ください。

番号3で説明したろ過水濁度計更新工事の施工箇所です。丸で囲んだ箇所にある設備を更新します。

次に、41ページをお開き願います。

生田原地域の工事箇所です。

番号1、信盛団地中通線水道管布設替工事は、北区団地公営住宅建設工事に伴い、配水管を70メートル布設替えするものです。

次に、42ページを御覧願います。

番号1の生田原水穂水道管移設工事は、道営農業農村整備事業の農業用排水路整備に伴い、支障となる配水管を15メートル移設するもので、北海道の補償により事業を進めるものです。

番号2、旧安国浄水場テレスコープ更新工事は、昭和49年度に設置した1号テレスコープ1台を更新するものです。

次に、43ページをお開き願います。

丸瀬布地域の工事箇所図です。番号1、道道丸瀬布上渚滑線導水管移設工事は、道道丸瀬布上渚滑線に係る岩見橋の架け替え工事に伴い、支障となる導水管を50メートル移設するもので、令和2年度から継続して実施しており、令和4年度で事業完了となります。これにつきましても、北海道の補償により事業を進めるものです。

なお、予算の詳細につきましては、赤番8、令和4年度遠軽町予算に関する資料予算概要説明書、310ページと311ページを御参照願います。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

続きまして、議案第29号令和4年度遠軽町下水道事業会計予算について御説明いたします。

赤番7の遠軽町企業会計予算書の25ページをお開き願います。

令和4年度遠軽町下水道事業会計予算の第2条、業務の予定量につきましては、排水戸数を6,883戸、年間有収水量を131万9,052立方メートル、1日平均有収水量を3,614立方メートル、主要な建設改良工事を公共下水道管渠工事、南町ポンプ場自家発電設備更新工事、遠軽下水処理センター管理棟耐震工事とするものです。

第3条、収益的収入及び支出につきましては、第1款下水道事業収益は第1項営業収益3億6,718万3,000円、第2項営業外収益6億2,828万9,000円を合わせ、総額を9億9,547万2,000円とするものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用9億604万6,000円、第2項営業外費用5,789万1,000円、第3項予備費200万円を合わせ、総額を9億6,593万7,000円とするものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第1款資本的収入は第1項企業債2億1,280万円、第2項国庫補助金1億9,770万円、第3項他会計補助金4,354万6,000円、第4項分担金及び負担金641万5,000円を合わせ、総額を4億6,046万1,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出は、第1項建設改良費4億3,033万1,000円、第2項企業債償還金4億2,379万8,000円を合わせ、総額を8億5,412万9,000円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億9,366万8,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金ほか記載の財源で補填するものです。

次に、26ページをお開き願います。

第5条、債務負担行為につきましては、令和4年度融資分の水洗化等工事資金利子補給の期間を令和4年度から令和9年までとし、限度額を借入期間中における融資残高に対する利子相当額とするものです。

第6条、企業債につきましては、公共下水道整備事業の限度額を2億1,280万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとするものです。

第7条、一時借入金につきましては、4億円を限度額と定めるものです。

第8条から第11条までの説明は、省略させていただきます。

次に、主要な事業について御説明いたします。

赤番9、令和4年度遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資料の44ページをお開き願います。

下水道事業の工事位置図です。

図面番号1、私道（加藤地先）公共下水道工事は、未普及解消を進める管渠整備で、汚水管を50メートル布設するものです。

番号2、豊里42号道路公共下水道工事は、未普及解消を進める管渠整備で、汚水管を212メートル布設するものです。

③南町ポンプ場自家発電設備更新工事は、平成4年度に設置した自家発電設備を更新するもので、令和3年度からの継続事業です。令和4年度は令和3年度に製作した発電機を設置するものです。

番号4、道道遠軽雄武線公共下水道工事は、未普及解消を進める管渠整備で、汚水管を95メートル布設するものです。

番号5、国道242号学田2丁目公共下水道工事は、学田地域の浸水対策を進める管渠整備で、雨水管を100メートル布設するものです。

番号6、遠軽下水処理センター管理棟耐震工事は、令和2年度に耐震診断を実施した結果、耐震化が必要となったため実施するもので、併せて昭和60年代に設置した空調整備等と平成15年度に設置した沈砂池設備を更新するものです。

番号7、遠軽下水処理センター電気設備更新工事は、計装等設備を更新するものです。

次に、45ページをお開き願います。

番号6で説明しました遠軽下水処理センター管理棟耐震工事の施工箇所です。管理棟の耐震化と空調設備等の更新、四角で囲んであります箇所にある沈砂池設備を更新します。

次に、46ページを御覧願います。

番号7で説明しました遠軽下水処理センター電気設備更新工事の施工箇所です。管理棟2階にある丸で囲んだ箇所にある昭和61年度に設置した脱水汚泥濃度計及び平成9年度に設置したナンバー2汚泥サービスタンクレベル計を更新します。

なお、予算の詳細につきましては、赤番8、令和4年度遠軽町予算に関する資料予算概要説明書、312ページと313ページを御参照願います。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 以上をもって、予算の説明を終わります。

◎予算審査特別委員会設置の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

令和4年度各会計予算7件につきましては、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 4時21分 休憩

午後 4時48分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に阿部議員、副委員長に5番渡部議員が選出されましたので、御報告いたします。

お諮りします。

本日の会議は、これをもって延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これをもって延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（杉本信一君） 本日は、これをもって延会いたします。

午後 4時49分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 長 杉本 信一

署名議員 山本 悟

署名議員 今村 則義